

平成24年第3回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

9月19日（水）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第4番議員 青 柳 賢 治 議員

第2番議員 大 野 敏 行 議員

第8番議員 河 井 勝 久 議員

第12番議員 松 本 美 子 議員

第10番議員 清 水 正 之 議員

○出席議員（14名）

1番 森 一 人 議員

2番 大 野 敏 行 議員

3番 佐久間 孝 光 議員

4番 青 柳 賢 治 議員

5番 小 林 朝 光 議員

6番 畠 山 美 幸 議員

7番 吉 場 道 雄 議員

8番 河 井 勝 久 議員

9番 川 口 浩 史 議員

10番 清 水 正 之 議員

11番 安 藤 欣 男 議員

12番 松 本 美 子 議員

13番 渋谷 登美子 議員

14番 長 島 邦 夫 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 地域支援課長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
新 井 益 男 町 民 課 長	
岩 澤 浩 子 健康いきいき課長	
青 木 務 長寿生きがい課長	
大 塚 晃 文化スポーツ課長	

簾	藤	賢	治	環境農政課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	まちづくり整備課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
内	田		勝	教育委員会こども課長
簾	藤	賢	治	農業委員会事務局長
				環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員でありますので、平成 24 年嵐山町議会第3
回定例会第7日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

◎一般質問

○長島邦夫議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○長島邦夫議長 本日最初の一般質問は、受付番号6番、議席番号4番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の町長の今後の施策について、どうぞ。

〔4番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○4番(青柳賢治議員) 4番議員、青柳賢治でございます。議長のご指名をいただきましたので、通告書に基づいて一般質問させていただきます。

その前に、岩澤町長の3期目がスタートいたしました。町民の負託にしっかりと応えていただけるようお願いいたします。

私の1点目でございますが、今回、岩澤町長が町民の皆様にお訴えになられた、その今後の施策、そして施策の中から主な3点について、町長の所信をお聞かせいただきたいと思います。

まず、(1)でございます。菅谷地内駅前の公設民営店舗の設置について。これにつきましては、事業の内容、さらには実施の時期、どのようにお考え

になっていらっしゃるのでしょうか。

(2)といたしまして、B & Gのプールの改修。この規模、さらには予算、どの程度になるお考えでしょうか。

そして、(3)といたしまして、都市計画道路(平沢―川島線)、この完成、さらには川島地区への企業誘致については、町単独での着手ということで、その時期かとも思われます。

以上3点につきまして、町長の所信をお聞かせいただきたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 青柳議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

町長の今後の施策についてということでございまして、その(1)番からお答えさせていただきます。

農林水産省の調べでは、スーパーなどの生鮮食料品が、自宅から最寄りの店まで直線で500メートル以上離れ、自動車を持たない人が対象で、徒歩での買い物に不便を感じる買い物弱者が全国で910万人、埼玉県で48万人いることがわかったという新聞報道がありました。

このようなことから、町では、中心市街地活性化委員会に買い物弱者問題、これを提案をいたしまして、新たにコミュニティービジネス検討委員会を立ち上げました。このコミュニティービジネス検討委員会で調査、検討を今始めたところでございます。状況とすると、そういうところでございます。

続きまして、2点目でございますが、プールの関係ですけれども、質問の2についてお答えをさせていただきます。B&Gのプールの活用は、今後重要な政策課題であります。私もこれを取り上げました。利用、活用の内容をより精査をいたしまして、ご質問の内容に早く着手できるように、これから努力をしまいたいというふうに考えております。

それから、質問項目1の(3)でございますが、都市計画道路の完成、そして企業誘致ということでございますが。川島地区への企業誘致は、幾つかの企業から問い合わせがありましたが、現地を見て、すぐに操業できないことから進まない状況もございます。企業側では、スタートしてから2年程度で操業したいなど年数で折り合いがつかない状況でありました。川島地区は市街化調整区域で、県との事前協議後、市街化編入の手続、これで1年ほどかかり、その他組合設立などの手続もあり、手続が終了後工事の着手、ということになります。このため、市街化編入手続を終了するには2年以上かかってしまう。その後、工事完了となると、さらに1～2年かかり完成する、ということになります。

都市計画道路平沢－川島線及び月輪－川島線の件であります。今、都市計画決定されております路線の線形及び幅員が、今後の企業誘致を考えた計画の中での予定している線形及び幅員とでは異なるため、都市計画法上によるところの都市計画の変更手続が必要となります。したがって、都市計画道路の変更の手続、これを行うためには、川島地区の整備手法

が確定しない現時点におきましては、現状では進められない状況にあるわけです。

しかし、こうした厳しい状況でありますので、何らかの打開策、これを見出すことが肝要かと思っておりますので、企業誘致及び関係機関等のご理解がいただけるような努力をさらに続けていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 第4番、青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) それでは、(1)のほうから再質問という形でお願いしたいと思いますけれども。

そうすると、今、新たにコミュニティービジネス検討委員会が立ち上がったということでございますので、いろいろな運営手法、それからどのようなものを扱うかというようなことを含めて、そちらに委ねていくということだと思いますけれども。

やはり、これ公設民営のものをいろいろと調べてみますと、なかなか、まだ全国でもまだまだ少ないような事例だと思うのです。それで、町長の場合、ここで菅谷地内にというようなことで、ある程度限定されているようなところがあつたかと思うのですけれども。ある程度、これからやはり嵐山町を見渡したとき、非常にやはり高齢化が進んで、なかなか買い物弱者というのはあっちこっちのほうにできてきていると思います。

その中で、ある程度公設となりますと、それから土地、建物というものを

そこに設備をするということになってくると思うのですけれども。もっと手っ取り早く、ある程度地域を回って歩けるように、車を使ったような運営もあるかと思います。むしろそういったもののほうが、今、嵐山町には地域地域で求められているのかなというような気がします。

その中で、今後の検討の中に入れていただこうかと思いますが、そういったような移動販売というのですか、そういったようなものも含めて検討していただくようなことについては、町長いかがお考えですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答弁させていただきましたような状況で、検討委員会が立ち上がりました。そして、先日なのですけれども、商工会の会長さんを先頭に関係する役員さんがそろって、今議員さんもおっしゃいましたが、なかなか、あちこちのところ少ない状況なのですが、千葉県の野田市に行きました。

それで、野田市の場合には、3階建ての家具屋さんが廃業されて、そのところを市が借りて、そのところで販売を始めた。そして、場所的にも野田の郵便局の反対側というところでもあり、立地的に場所もいい場所なのでしょうが、計画をした人数というのはほぼ計画どおりに来ているような状況の説明がありました。

しかし、1人頭の購買単価、これが予定をした半分ということでございまし

た。そして、そのところに設定をしたお店に品ぞろえを2～300品目ということだったのですが、それでは全く来たお客さんが、あれがない、これがないというようなことなので、だんだんふえてきてしまうというようなことで、利便性を図っていく場合には、一定程度のスーパーで並んでいるようなものがないと、なかなか満足したお店構成ができないというような苦心談も話しておりました。

それとまた、自動車がない買い物弱者ということですが、説明の中でちょっとびっくりしたのですが、必要に迫られて買いに行くというのは何か、そのときに歩いていたり自転車で行ったりするわけですが。休みの日に、ご家族の方だとかご近所の人だとかというところに、スーパーに車で連れてってもらう人が多いのだということなのです。ですから、買い物は、一定程度の買い物というのは確保したものがあって、いざこれがないよというときに、ひょいと言って買うというような利用の仕方が多いのだと。それなので客単価が減ってくるのだというような説明がありました。

そして、野田市の部長さんが来て説明をいただいたのですが、市で最終的にはどこまで持ち出しができるかというものにかかっているのではないかと。ということで、市でやっているのに何でスーパーより高いのだいなんていう言われたりするということで、商品単価についてもそういう厳しい状況があったりというようなこと。それから、農家の方に野菜を納めていただいているわけですが、そういう人たちの単価を農家の人が決めるわけですが、それらについ

てもそういうような話がある中で、値段を決めるのもなかなか難しいというような話もございました。

そして、今の移動販売という話もありましたけれども、移動販売もこれからやっていかなければというようなことで考えているあれですけれども、野田の場合にも、やっぱり今言ったような状況下の中で、どここのところをどれだけ回って、どういう範囲を広げて、どんなふうにということで、それを広げれば広げるほど赤字がふえるというようなことがもう目に見えている状況ですので、どこまでそういうものが取り組みが進められるかというような説明がありました。

大変勢い込んでみんな研究に行ったわけなのですが、何か腰を折られるような話になってしまいまして。売り上げに協力してくださいというようなことで向こうの係の人から言われまして、みんな帰りにビニール袋ぶら下げて帰ってくるような状況で研修から帰ってきたのですが。

そういうような状況も踏まえた上で、嵐山町の中ではどういうふうにできるか。それで、今一つ考えているのが、商工会の仮事務所がありましたあの施設を使ってできないだろうかというようなことを会でも考えていただいているわけですが、あそこの広さというもののの中に商品構成がどれだけできるのだろうかとか、どういうところの人たち、何メートル範囲ぐらいの人を狙いにするのかとか、いろんな、納めていただく人はどういう人が納めていただくのかとか、その中の人的なあれはどういうことにやるのかとか。いろん

なことをこれからしっかり検討していかなければいけないかなと。

それで、行った人たちもしっかり研修してきましたのであれなのですが、野田の場合には、計画を立てて、それでそれに沿った人的な面も確保したわけで。人はそれだけ来るわけですから、売り上げが少ないという状況なのだけれども、人を減らすということがなかなかできないというような状況なのです。店を開く時間というのは一定に決まっていますし、品物がそれだけあるし、お客さんは来るわけですから。ただ、売り上げが少ない。ですから、利益が上がらないという状況の中で、人を減らしたりということもなかなか難しい。いろいろ課題を聞いてきたわけなのですが。

そういうことを踏まえて、嵐山町の中では、買い物弱者と言われる人たちがどれぐらいいるのだろうか。実際そういうところから調べていって、どういう展開ができるか、しっかり研究を重ねていただきたいなというふうに思っています。行政では、それらの結論が出たものにどこまで応援ができるか、こちらのほうとしては検討していきたいと考えております。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 確かにこれまだ新しいことで、私もこの買い物弱者ということに対しての、やはり町の、町長の姿勢ですけれども、やはり立派な姿勢だと思ひまして。

やはり、これから確かに、そこまで歩いていくということだけでも精いっぱいなことが考えられてくると思うのです。ぜひとも、今できましたコミュニティ

一ビジネス検討委員会の中で十分に検討していただいて、やっぱり嵐山の町民のお年寄りにある程度喜ばれる店づくり、売り上げ、それから人の人件費もかかることだとは思いますが、やはり何よりもその買い物弱者を支えていくのだという根本のところは、しっかりとつなげる事業に展開していただきたいと思います。

次のほうに移らせていただきます。このB&Gのプールなのですが、この点については、町長なんかでは健康づくりとか、それから各小中学校にはプールなどのことも若干うたって、お訴えになられていました。

それで、このプールについては、今あるプールをただ新装するというような形、それともある程度1年間を通して使えるようなプールというのを考えていらっしゃるのか。その辺、いかがなものでですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 B&Gのプールについては、ご承知のように年数も経過をしております、体育館のほうについては、ここのところで改修をしようということとなっております。そして、そのプールのほうなのですが、プールのほうもそういう状況で年々劣化が進んでくるというような状況でございます。

ちょっと話はあれなのですが、きのうもいろいろ電源の話で話がございました。そして、電気を、例えば電気にしても、今までの場合には東電から買った。

て、東電にお金を払えばそれで済んだわけですがけれども、そういう状況で対応ができなくなってくるということで、自前の発電所というか、大小はありますけれども、自前のものをそういう設備投資をしなければならないというような状況になってくる。また、そのほかにも新しい、新しいというか、社会環境が変わってくる状況の中では、公共事業として何かやらなければならないことというのが出てくる。しかし、500兆と言われるGDPがもう20年も何年も伸びないという経済状況の中で、しかも嵐山町でも歳入がなかなかふえない、減ってしまうというような状況の中で、今までよりほかのものにお金をかけていけるという状況ではなくなってきてしまうのです、これから先見ても。

それで、そういう中では、何をどう削れるか。町民サービスを、どここのところを低く、低下をさせられるか。今までの場合にはそんなこと考えられないです。サービスはもうどんどん上げていかなければいけないということだったわけですがけれども、入ってくるものがこれきりありませんよということになるのに、今、国の予算のように、毎年毎年入ってくるものがないのにどんどん、どんどんふやして、もう20%もふやしてしまったというような状況というのは、嵐山町の財政比率をどうにかしようと考えている場合には、なかなかそういう展開というのはできないわけです。

そうしますと、何かを減らすことを考えていかないと、ふやすことはできないわけです。ですから、そのところをどう考えていったらいいのかなと。そのところを、だから、ぜひ皆様方からもお知恵をいただいて、このところ

を減らしたらいいのではないかと、この予算はとっておこうではないかという
ようなものがあれば、その予算がまたどこかのところに回せるというような状
況になってくると思うのです。

そういう中で、プールというものが考えられる状況というのではないだろう
かというのを、B & Gのプールなんかも考えながら、どういう方向にかできな
いものだろうか。そして、今までは、夏の本当の短い期間だけ利用してきた
わけですがけれども、せっかくの施設ですから、できるだけ長く、1カ月でも長く
使えば、さらにその活用度が上がるわけですし、それでB & Gのほうとの
連絡の中でも、利用者は何人ですかというような報告はどんどん出さないとい
けないわけなのです。そういう中で、ふえていると、B & Gのほうでもいろ
んな応援態勢があるわけですがけれども、減ってきているというようなところの
施設に対しては、なかなか応援が厳しい状況が出てくるわけです。

そういうことを考えた場合に、あそこのところをより活用をできるような態
勢がとれないものだろうか。そして、B & Gでも活発なプールと言われるよう
なB & Gの施設にならないだろうか。そういうものが、町全体のプールを使っ
た水泳関係、水の関係、それから体育館の一般的な体育のほうのところに、
どういう形にうまくリンクできるのか。そういうことを今考えておりまして、これ
も皆様方のお知恵をいただきながら、あそこのプールをさらに活用ができる
方法がとれればというふうに考えております。

ちょっと漠としていい答えができなくて申しわけないのですが、そんな考

え方で、プールというものが何らか予算が減らせて、またふやせてというようなことができないものだろうか。そんなことを考えています。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 私、またこれは町長かなり力を入れて、屋内の温水プールでもつくるのだというようなことをおっしゃっていただけたらと思ったのですけれども。

確かに今の現状を見ますとおっしゃるとおりだと思います。今使っている利用度をふやして、そして少しでも期間を延長していくということが今の嵐山町の身の丈なのかなとも思いますけれども。

屋内プールなんか持っているところの一つ話聞きますと、嵐山町でも約2カ月ぐらいですか、プールは開園するわけですね。その中で、例えば2コースだけは徹底的に泳ぐような人のためのコースにして、少しそれは料金を上げていくとか、要するにきのうの貸し屋根ではないですけれども、貸しプールというような形のこともやっているところもあるそうです。そういうようなこともあってもいいかなと思いますので、ぜひこの辺は経費もかかることですので、十分慎重に皆さんのお考えをお聞きになっていただいて進めていただきたいと思います。

次の(3)でございますけれども、今町長からお答えいただいたことは、大体私も去年の9月議会でも質問させてもらった内容で、そこから進展がないような感じなのですけれども。何日か前も地元の人とちょっと話をしまして、

まず線形がある程度決まってきたと思うのですけれども、その線形がある程度幅が狭くなりました、予定より。そのことによって、どうなのでしょう。

川島の地区の整備手法として、なかなかそれが確立できないところにここから先進まないということがあるのですけれども。線形ができた道路だけは、ある程度先行していくような考え方になるのか。やはりその定まった、ある程度、鬼鎮神社の下になる途中の道路のあの辺のところの部分が、やはりなかなかもたもたしているわけですから、はっきりしてこない、町もなかなか手が出せないのだよというようなところなのでしょうか。ちょっと教えてください。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

今、青柳議員のお話のように、現在の平沢―川島線については、もともと住宅系で考えていた、いわゆる幅員 12 メーターの平沢―川島線ということになっております。これも議会の皆さん方にいろいろご審議していただいて、住宅系から工業系に、その場所についてはシフトしていくのだということで、現在の都市計画道路の位置だと工場誘致に差し支えるということで、もう少し川寄りに都市計画道路を振っていくという形の土地利用構想について変更させていただきました。

幅員については、やっぱり工業系考えていくと、やっぱり16メートルが必要ではないかと。特にその先の月輪の駅へ行く現在の都市計画道路の幅員が16メートルでございますので、それと整合性をとっていくにも16メートルに広げて、そして川のほうに寄せて、大きな工場を建てるような路線の変更をしていくというふうな形になっております。14.5メートルですか、はい。

したがって、先ほど町長のお答えにもありましたように、今現在、市街化調整区域でございますので、何かするには市街化編入が必要だということで。それには、当然、敷地の中に農振の農用地が5ヘクタール以上あるわけなのです。その変更の協議というのが、非常に、最終的には関東農政局との協議になってくるわけですが、なかなか現状においては難しいということで。我々も、今議員さんお話しのように、都市計画道路だけ先行して、その後工場誘致ということも当然考えておるわけです。ただ、今の農振農用地の協議を、そうすると2回やらなければいけないということになるわけなのです。したがって、その辺、県の当局との話し合いの中で、できれば進出する企業が決まって、都市計画道路の変更と同時に企業誘致ができるのが一番スムーズにいくのではないかなというようなご指導もいただいているわけなのです。

ただ、先ほども町長がお答えしましたように、企業とすれば、やはり2年ぐらいで操業ができないと、とてもその話にならないということで、今の状況からいくと非常に難しい状況だということなのです。

したがって、できれば、県と今後協議をしながら、まず路線の変更を一段落させて、そして一体的な整備で整備する場所と町が別の事業で、現在の県道の深谷―嵐山線のところで今とまっておりますから、そこから一定の区間については一体的な整備ではできないわけなのです。したがって、そのの先行を、やっぱり何とか急ぐ必要があるのではないかというふうに考えています。

したがって、これからその辺について県と協議をしながら、どうしたらこの川島地区というのがスムーズな形で企業誘致等を含めながらできるのだということで、ちょっといろいろ今後具体的な協議にぜひ入っていききたいなというふうに考えている状況です。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) やはり線形が、まず 14.5 メートルになっているということだと思います。

それで、やはり今副町長がおっしゃっていただいたように、道路だけというのだと、なかなかやはりその周りの地主さんたちもいらっしゃって、その道路通ったところはいいかもしれないけれども、あとのこちらの手法がおくられてしまっっては、やはりちょっとそれは心配だよということのほうが、やっぱり地元の人はそのような考え方だと思うのです。

ですから、やはりここはなかなか難しいかもしれないけれども、道路と一

体となった、今副町長おっしゃっていただいたように、今のとまっているところから少し先はある程度町から、町の力でお願いしなくてはならない部分もあるかもしれないけれども、そこからちょっと先の、いわゆる矢崎橋があるところからずっとC地区と言われているところでしょうか、その部分あたりは、やはりその道路と一体となった整備手法というのをつくっていただかなくてはならないのではないかというふうに思いますけれども。

もう一度、お答えいただけますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今、議員のおっしゃるとおりでございまして、一部については、町がやっぱり別の事業で対応し、それから先については、当然これ一体的な整備の形でいくというのが一つの基本的な考えで、その考え方には間違いございません。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) あと、もう一点、私が前回質問したときに、何らかの、あそこに明星食品があります。その話もある程度はつきりしていかななくてはならない時期が来ているのかなというようなことを回答いただいたのですが、

その辺について、お答えいただけるところがありましたらお願いいたします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 当初は、当然、明星さんが新しい場所に進出したいという話があって、それで、先ほど来お話ししてございます路線の変更だとかいうものを考えていたわけなのです。ところが、なかなか会社の事情等があって、その辺については全く進展をしていないというのが現状でございます。

ただ、今、議員さんおっしゃるように、ほかからの企業からの話というのも当然あるわけです。したがって、明星さんについては、その辺については一度きちっと考え方を再度お尋ねをして、どう今後していくのかというものはどこかではっきりしなければいけないのかなというふうに考えておりますけれども、まだ今そこまで進んでおりません。

したがって、どこかの時期で明星さんの考え方というものをもう少しはっきりさせて、明星さんが本気で進んでくれるのなら、それはそれなりのこともできますし、そうでないとすれば、やはりまた新しい観点に立って、いろんなところに話をしながら、できるだけ早く進出する企業の選定をしていければいいかなというふうに基本的には考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 地元にとっても、嵐山町にとっても、優良な企業ですし、それから雇用もあります。なかなか、やはり距離というか、付き合いと

いいですか、非常に難しいのだと思いますけれども。

いずれにしても、あそこの場所はあのまま置いておくわけにもいきませんので、やはりあるとき、明星のほうの操業のほうも聞きますと、だいぶ操業の力がやっぱりできてきてから約 50 年経過しているということで、相当力が落ちてきていると、生産の。そういうようなことも聞いております。どこかでそういう話は出るかと思うのですけれども。慎重と言いつつも、嵐山町のことを考えた対応というものにしたいと思います。

次、移ります。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○4番(青柳賢治議員) 2点目でございますけれども、町民の健康づくりについてでございます。

7月よりやすらぎのトレーニングのマシンがリニューアルしました。これにつきましては、先日の 122 条報告でもかなりの方が利用をしているということで、非常に町の予算が有効に使われているのだなというふうに私思いました。

この中で変化があったことは大体わかりましたけれども、ほどほどに運動するということ、そしてそれを継続していくということが非常に大切であるというような科学的な調査も最近出てまいりました。そして、今、やすらぎなどのトレーニングルームを通じたそういった利用者の増加、そのようなことに向けて、町はこれから先さらにどのようにお考えになっていらっしゃるのか、

お尋ねいたします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 質問項目2につきましてお答えいたします。

やすらぎトレーニングルームにつきましては、平成 13 年度より介護予防の一環として運動器具を利用した運動器の機能向上を目的に始めました。利用者は、20 歳以上の方を対象に、機器の利用等の講習会や体力測定を行っていただき、その後はインストラクターの指導のもとに機器の利用を行っていただいております。

トレーニングマシンにつきましては、平成 13 年以降機器の修理や入れかえなどで対応してまいりましたが、利用状況は平成 16 年度をピークに減少傾向でございました。ここ数年、試行的に夜間の利用時間の延長等を行いましたが、ニーズの一つに機器の充実との意見がありましたので、今年度リースによりトレッドミルなど6機種、7台を新規に補充いたしました。

利用者につきましては、補充前の6月と補充後の7月とを比較してみますと、延べ人数で 276 人から 343 人で、67 人の増、実人数でも 64 人から 82 人で 18 人の増というふうになりました。新規講習会参加者につきましても、9人から 20 人と倍増しております。40 歳未満の利用者の増加も見られましたので、これからも幅広い年齢層の方に利用していただければというふうに思っております。

今後は、本格的なトレーニングマシンが設置されていることや自分のペースに合った運動が気軽にできることなどを定期的にお知らせしていきたいというふうに考えております。

また、特定保健指導で運動が必要とされた方に利用していただくなど、町の健康づくり事業への活用も視野に入れ、より多くの方に利用していただけるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) よく言われますように、日本人の平均寿命、これは2011年の厚生労働省の調べでございますけれども、男性が79.4歳、そして女性の場合は85.9歳だと。これは、世界のトップクラスであります。ただ、健康で元気でいられるという、では年齢はどうかというと、健康寿命といえますけれども、これは男性が70.4歳、そして女性は73.6歳と、これも10年の厚生労働省の試算でございます。ただ、9年間、保険や介護の何かの世話になってしまうと思うのです、男性の場合は。女性の場合は12年です。

そんな中で、私が次に質問させてもらいたいのは、これは筑波大学と今は鉾田市になっている大洋村でしたか、の調査が出ているのですけれども。運動機能をした習慣のない人たちと健康増進プログラムに参加した人たちで、2年間、1人当たりの医療費の増加額を比べてみたのだそうです。そうしたら、運動習慣のない人たちが9万5,614円の増加だったと。これに対して、

プログラムに参加したグループは2万 3,449 円、約7万円の差があったということでございます。それはなぜかという、転倒防止につながったということなのです。

それで、私、やすらぎのことも書きましたので、これは町民の健康づくりにつなげていくという意味で、まず1点は、そのように、やすらぎに来て、トレーニングルームを使って、非常に健康の状態を維持しているという、そういった65歳から上、高齢者。これをやはり何らかの形で奨励をしていくような仕組み、これもやっぱり必要なのではないかと。

この議会でも、町長に対して話があったときに、いや、それはそこで健康でいられることがまず幸せだから、それで十分に見返りがあるのだよということを答弁されたようなことが記憶にあります。ただ、やはり、これだけ、私、国民健康保険の問題ではないですから結構ですけれども、年間、その施設に、年90%、それから2年間で80%だとか、そういう利用して、一切健康でいられたと、いわゆる保険の給付なんか受けなかったというような人を、町が、やはり奨励して進めるというような仕組みも必要なのではないかとこのように思うのですけれども。それは、何らかのスポーツタオルでもいいと思うのです。それから、広報誌に2年間健康でいらっしやったというようなことで表彰して名前を出すということでもいいのですけれども。そういう仕組みも必要なのではないかとこのように思うのですけれども、いかがでしょう。もしよかったら、町長。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 健康増進のために町でもいろいろ取り組みをしています。

目指せ100歳から始まっているいろんなことをやっているわけですが。なかなか、

計画、予定をしているような状況のところまでいかない部分もあるのです。

健診をはじめ、予防接種をはじめ、いろんなことで案内を出してやっている

わけですが。健康づくりについても自分で取り組んで、しっかり毎日歩いて

いる人とか見かけるわけですが。どこまでどうなのかわからない状況

の中で、今お話しのような状況で、さらに町のほうからいろんなアプローチを

していくというのはまた必要なことだなというふうに思っています。どういう方

法がいいのか、ご提言をいただいたりご相談を申し上げながら、そういう方

向が何かとればいいなというふうに思っています。

それで、あそこのところにも行って見て、いろんな機械が本当にいろいろ

あるのです。それで、私も行きたいなと思ってあれしているのですけれども、

土曜と日曜、普通はもう5時過ぎだったらあれなものだから、土曜、日曜な

のでなかなか行く機会が、時間がとれないのですけれども。行って、見ると、

本当に楽しんでやれているのです。だから、行った人は、あそこでやった人

は、また行くようになるのだと思うのですけれども。

ぜひ、今お話のような形で、きっかけをつくるような町の進めるぐあいが、

何かいい案ができれば取り入れていきたいなというふうに考えています。議

員さん、おっしゃるとおりだと思います。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) やはり継続するということで、なかなか難しいのですけれども、1人よりは2人、2人よりはグループというようなことも言われております。なるべくそういうようなことを町も奨励していただいてやってもらいたいと思いますが。

もう一点、最近、ラジオ体操というのは非常に見直されていまして、夏とか、それから祝祭日なんかでも巡回で全国回ってまいります。きょう、私、ちょっとインターネットでこれかんぽ生命から取り寄せたのですけれども、全国市長宛てに、恐らく普及、発展のことで、どうでしょうかというようなことが来ているらしいのです。それで、ぜひ、ラジオ体操なんかもどうなのでしょう、嵐山町でも過去に1回ぐらい全国巡回とかそういうことで呼んだことがあるのでしょうか。できれば、「豊かな自然、あふれる笑顔、心の通いあうまち、らんざん」というようなことで、ラジオ体操にも1回ぐらい手を挙げていただいたらどうかと思うのですが。町長いかがですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ラジオ体操が大変いいのだというのを改めていろんなところで証明がされているというのですか、そういう状況で、取り入れに取り組んでいるところがふえているという話も聞いています。また、きょうですか、きの

うですか、ラジオ体操のあれが出ていましたよね、NHKの体操が。

嵐山町でも、社会福祉協議会、社協の庭であの地域の皆さんが毎朝やっているのです。それで、出る人、大勢の人が行って、毎朝すがすがしい空気を吸いながら、そしてまた「おはよう」と元気な声、挨拶しながらやっている、そういうところもあるわけですけども。

今、議員さんおっしゃるように、NHKのラジオで、「きょうは嵐山町から中継です」というようなことができるように、何かの機会を捉えましてやれるように取り組んでいきたいというふうに思っています。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 適度な運動ということで、これは週に40、50、30代の人でも135分ぐらいの、ラジオ体操を朝10分やって、あと速歩でもいいのですけれども、やるだけでも、その抑鬱という、そういう状態を解消できるそうなのです。

ですから、やはり誰もが健康でいたいのは当たり前ですけども、ぜひ、やはり町も先頭に立って、そういった健康づくりについて、先ほど課長からも話していただいたように、もっともっとPRして、どんどん、どんどんやすらぎに行って健康器具を使っていただくというようなことを支援していただきたいと思います。

次、移ります。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○4番(青柳賢治議員) 3点目でございますけれども、児童公園及び都市公園の利活用についてでございます。これは、きのう渋谷議員さんの質問もありますけれども、私は私なりに質問させていただきます。

町の都市公園、児童遊園とかは町民の憩いの場であり、災害時には避難場所としての役割なども持つわけでございますが、この利用の環境、そういったものが十分に保全されているのかなと疑問に思うところでございます。地域住民の交流の場としても、幼児の遊び場、そしてさらには子育て中の親の意見交換の場所などとしても、非常に重要な、大切な空間であります。

そこで、利用者の安全の確保、さらには適正な管理、そして魅力的な公園整備をいかようにして実施していかれるのか、お聞きしたいと思います。そして、さらに、これからの都市公園計画の中にも具体的な計画等がありましたら、お示しいただきたいと思います。

資料のほうは先ほどいただきまして、ありがとうございました。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 質問項目3についてお答えいたします。

都市公園、児童公園における遊具の安全確保の面から見ますと、特に児童公園では、遊具の設置状況から見て子供たちの安全で楽しい遊び場として確保されているかという、確かに疑問の点もうかがえる状況でございます。

現在、児童公園では、危険と思われる遊具につきましては関係する区と協議させていただき、修繕もしくは修理のきかない遊具はその都度撤去し、安全を確保するための対応をさせていただいております。都市公園につきましても、同様に点検等を実施し、適切な維持管理を行い、利用者の安全を確保していきたいと考えております。

公園の整備の推進につきましては、公園を利用する町民等の意見を十分反映させて、嵐山町全体の公園の配置、整備の目的、統廃合等を考えた上で、地域の特性に合った魅力的な公園整備を推進していく必要があると考えております。

現在整備を実施しております公園は、志賀堂沼の公園でありまして、計画の段階から地域の方々と協議させていただき、地域の利用目的を反映した整備を行っております。また、フィットネス²¹パークは、昨年度利用者の方からアンケート調査を実施し、利用者の要望に沿った魅力的な公園整備として今年度から3カ年の計画で遊具の整備を始めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 私も、今回この質問に当たって、約10組ぐらいの子供さんを持っている父兄の皆さんにちょっとお聞きさせてもらったのです、公園ということについて。それで、なかなか嵐山には子供たちとか安心して遊ばせる身近な公園がないねということがありまして、非常に豊かな自然の

中で、蝶の里、それからオオムラサキの森とか小千代山、それから金皿山等は、十分いろんな人たちのボランティアの手が入っているわけですので、すけれども。

例えば2歳、3歳の子供を持つお母さん方にすると、非常に、なかなか十分に安心して、そして子供を遊ばせるような場所が見当たらないということを経験しました。

そして、私、今回、公園について、強いて挙げますと、フィットネス 21 パークです。これは設置規定などもありますけれども、いろいろ遊具も持っている。それから、3カ年計画ということで聞きましたけれども。

やはり公園には、駐車場とトイレだと。なぜかといいますと、3歳児、4歳児が、これから幼稚園へ行ったり保育園へ行ったりすると、そこから今度一つ、一歩踏み出すわけです、外へ。そうすると、その人たちが、やはり意見交換したりする場所、それが気軽にとれる場所というのは公園だということなのです。そして、町のほうでも、いろいろとふれあい広場だとか、子供広場とか、充実していただいているというふうに私も聞いておりますので、ありがたいことだと思います。

ただ、例えば川島の中に何軒かあったと。その子が、例えば嵐山幼稚園に行く、片方の子は当初の第二保育園に行くというような形で、いろいろと世界が広がってくるわけです。そういう中から、その今度子供たちの交流がちょっとできなくなってくる。その親も、ちょっと今度離れますので、そういうよ

うな空間としても、非常に公園というのは価値があるのだということを私最近深く認識したのです。

そのためには、やはりそういった便を充実してやらないと。やはり、ベンチを入れてお母さんたちがしゃべる場所、子供たちが遊ぶ場所というような形なのですけれども。何らかのそういった、菅谷公園も立派ですよ、ただ、菅谷公園は、なかなか、やっぱり、使っている人だと、トイレが汚いと、お手洗いが、そういうふうに言われます。

そんな中で、私、このフィットネス 21 パークというのは、たまたま、この間おばあさんと3人で遊んでいるお孫さんたちを見ました。聞いてみたら、「なかなかないのだよね。ここまで来ると、やっと何か広々として遊ばせられるのだよね」ということをおっしゃっていました。ぜひ、やはり嵐山町の中でも、何か、ここが主要だとすれば、やはり大蔵の南部のほうからも、それから古里のほうからも集まってきて、お母さんたちが。そういう、お母さんたちだけではないですよ。それにまつわるいろんな家族の方いらっしゃると思いますけれども。そういうようなところが自然にあって、ある程度荒れていない程度。そういうような公園がやっぱり必要なのではないかというふうに私強く思ったものですから、今回ここで一般質問させていただいたのです。

それで、そのフィットネス 21 の3カ年計画ですけれども、どのような整備を予定されているのですか。お聞きいたします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 先ほど、アンケート調査を行ったということでございますけれども。アンケート調査につきましては、昨年の5月 11 日から8月 31 日まで実施させていただきました。実際に回収できたアンケートの数でございますけれども、185 枚回収させていただきました。ということは、かなり、やはりこの場所に来られている方が多いということで、新たに認識いたしました。

3カ年でどういう形で整備するかということでございますけれども、これにつきましては、エリアを3つに分けて整備しようというふうに考えております。要は、3歳から6歳までのエリア、それから3歳から 12 歳までまざって遊べるようなエリア、それと6歳から 12 歳のエリアということで、エリアを分けて、そのエリアに合った遊具を設置していくというような考え方でおります。

また、新たに気がついたところがあれば、このほかに土手を滑っておりられるようなところも考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) それは非常に楽しみです。それで、やはりこれからの小さな子供たちを持っているお母さんたちというのは、車も自由に乗れるし、かなり行動範囲も広いわけなのです。そして、私、ちょっとこの前聞いたのは、すぐ近くの近隣ですけれども、江南公園へ行ってみなさいと私も言わ

れて、この間つい行ってきました。確かに立派な公園です。あれはなかなか嵐山にはできなくても、あれに近いことはできるよと私思っているのです。やはり、そこを使って、今、なかなか公園といっても、小さな児童遊園みたいなところはほとんど遊んでいないです。みんな、美化デーのときに草刈りしたり、みんな近隣の人やっているのと、あとは利用していないわけです。けれども、ちょっとそこを集中してフィットネスパークに今このようなことをやっていただけるということですから、ぜひともそこに行って、公園に行って、子供を遊ばせてみよう、子供の友達を誘ってみよう、そして大人は大人で、ちょっと持っている考え方を、こんなことがある、心配だねって、ここの保育園はこうだよとか、そういう情報交換の場所として、非常にちょっと力を持っている場所なのです。ですから、ぜひとも地域横断的な場所になるフィットネス²¹だと思います。

そういうことで、アンケートも5月から8月にとっていただいたということですから、大体ほぼ同じだと思うのですけれども。ぜひ、立派な公園にお願いしたいと思うのですけれども。

あと、副町長のきのう緑の基本計画が出ていましたですね。これについては、緑の基本計画をこれからつくった上で公園計画のほうの段取りしていくのですか。それとも、その前に公園のほうは整備していくような形でよろしいのですか。その辺ちょっとお尋ねをしたい。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

緑の基本計画の中では、当然公園も出てまいります。ただ、今おっしゃるように、その前にやるべきことがあれば、それはやっても全然差し支えないというふうに考えております。いずれにしても、基本的には、緑の基本計画の中で町全体の公園の位置づけ、あるいはその他のいろんな緑地の位置づけがどうなるかというのが基本的な考え方です。

したがって、緑の基本計画をつくまでにはもうちょっと時間がかかるのかなと思っておりますので、その前に必要があれば、それなりの手だてはしていきたいなというふうに基本的に考えております。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) この3カ年計画、もうある程度、少し広報でできる部分があったら、3歳から6歳のコースがあるのだとか、そういうことを、できからでもいいのですけれども、できる前にでも少し情報として町から流していただくことはできませんか。町長どうですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 3カ年計画というのがきちんと一つできている中で、今ゾーンをやるということなのですが、いろいろこのアンケートを聞きながら、それでこういうものがいいたろうという計画をつくって絵ができています。

が。実際3年かけてやるわけですから、やってみて、ちょっとそうでないほうがいだろうというような部分も出てくるかもしれませんので、それらを見て、直す部分というのですか、そういう計画ちょっと違った部分が出てくるかもしれませんので、できてからのほうがいいかなという感じがするのですが。

それと、ゾーンを分けたというのも、やっぱり運動量が違いますから、ちびっちゃんのよちよち歩くのと、ちょっとぱらぱら動き出すのと、もう激しい動きをするのと、やっぱり同じところだとぶつついたりけがしたりということになると思うので、こういうものを分けてやっていったらどうだろうというようなことは、町民ホールに来ているちびちゃんのあれがあるのです。そこに、このごろ人数がふえてきまして、クールシェアではないですけども、そういうこともあるのかと思いますが、ふえてきています。それで、それらのお母さん方にも時々聞くのですけれども、やっぱり、余り、小さい子たちですから目が離せないところで、近くで動いて、やっぱり仲間がいるところが、ぶつつきこするようなところがいいのだと。それと、大きい人たちというのも、この配置をする中で、どういう運動量を、どういうことを動くのかというのも想定を超えたところも出てくるかと思いますので、できてから周知をするというのでどうでしょうか。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) いずれにしても、子供の成長も早いですから、ひとつ早目に対応していただきながら、嵐山町はしっかりと子育てにもやってい

るのだというメッセージを出していただきたいと思います。

終わります。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩といたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時12分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◇ 大 野 敏 行 議 員

○長島邦夫議長 本日2番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号2番、大野敏行議員。

初めに、質問事項1の岩澤町長3期目の決意について。どうぞ。

〔2番 大野敏行議員一般質問席登壇〕

○2番(大野敏行議員) 議長のお許しをいただきましたので、2番議員大野敏行、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

その前に、今回の町長選におきまして、岩澤町長が3期目にご当選されて、一緒にお仕事ができることを大変喜んでおります。おめでとうございます。

それでは、1番、岩澤町長3期目の決意についてをお尋ねしたいと思います。

ます。2期8年間の実績に基づいて、今後4年間でその実績を継続しながら、「豊かな自然、あふれる笑顔、心の通いあうまち、らんざん」を実現するための5つの元気・元気プロジェクトを公約されていますが、どれをとっても大事だろうとは思いますが。

そんな中で、最大の課題を挙げるとすれば、何でしょうか。次の2点に絞ってお尋ねいたします。

(1)一番にやらなくてはならないこと。

(2)どなたの協力を必要とするのか。

どなたというのは、個人的な名前ではございません。そういうことでお尋ね申し上げたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、質問項目1番の岩澤町長3期目の決意についての(1)のほうから答弁をさせていただきます。

ご指摘をいただきましたとおり、今回立候補をさせていただくに当たりまして、5つの元気・元気プロジェクト、これを約束をさせていただきました。1つ目が、超長寿社会を見据えた健康で笑顔のまちづくり、次に、全ての町民の人格完成を目指した学力の向上を期す教育のまちづくり、次が、嵐山町の資源を集約し、豊かで活力があり道徳性を有した産業のまちづくり、次に、嵐山町の豊かな自然を守り育て、自然にやさしい生き方、これを目指す環

境のまちづくり、そして最後に、自分を大切にし、他人に対してはさらに思いやりを深め、平和を愛する心を育む心の通いあうまちづくり、このように約束をさせていただきました。

ご指摘のとおり、どれも大切だと考えておりますが、順番をつけることは考えておりません。前回の選挙では、「ひとづくり・教育」、「役場の仕事」、「くらし・やさしさ」、「まちづくり・防災」、こういうくくりで4つの施策を掲げさせていただいてさまざまな事業を行ってきましたが、優劣をつけることなくバランスをとりながら行ってきたところでございます。

今後も基本的には同じスタンスで考えております。そして、それぞれの分野で喫緊の課題となっているものばかりでありますので、町を取り巻く状況を的確に捉えながら、それぞれを行っていく考えでございます。

また、「機を見るに敏」ということもございますので、有利な状況が生じる場合は、優先的に行うこともございます。その時々選択をしつつ、これらの公約を実現をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、どなたの協力を必要とするか。(2)についてお答えをさせていただきます。

今回のプロジェクトには、どれも議員の皆様をはじめ町民の皆様、各種団体の皆様、企業の皆様、それぞれの協力が欠かせません。

超長寿社会を見据えた健康で笑顔のまちづくりにあります公設民営店舗の実施では、観光協会、商工会や町内の店舗の皆様の協力が必要であり

ます。要援護者支援では、高齢者の皆様や区長の皆様の協力が必要でございます。

全ての町民の人格完成を目指した、学力の向上を期す教育のまちづくりでは、学校関係者、とりわけPTAの皆様の協力が欠かせません。

嵐山町の資源を集約し、豊かで活力があり、かつ道徳性を有した産業のまちづくり、これでは、道路整備においては地権者の皆様、企業誘致では企業の皆様の協力が必要でございます。耕作放棄地対策では農業者の皆様の協力が欠かせません。

嵐山町の豊かな自然を守り育て、自然にやさしい生き方を目指す環境のまちづくりにおきましても、里地里山の保全、そして活用には、地権者や各種団体の皆様の協力が欠かせません。空き地対策でも地権者の皆様の協力が必要です。河川水質の向上には、町民全ての皆様の協力が必要でございます。

「自分を大切にし、他人に対してはさらに思いやりを深め、平和を愛する心を育む心の通いあうまちづくり」におきましては、ボランティアの活性化には、町民の皆様、そしてまた各種団体の皆様の協力が必要でございます。そして、私たちの町という考えのもとで、同じ方向を向き、それぞれが力を合わせる必要があると思っております。

以上、申し上げましたとおり、町民の皆様をはじめとして、全ての関係者の皆様の協力がなくして、住みよい嵐山町をつくっていくことはできないと確

信をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 第2番、大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) 町長に期待したとおりの回答が返ってまいりました。

どの仕事をとっても、これを先にやらなければいけないとか、これだけやらなければいけないとか、そういったことはあろうはずもございません。やっぱりこの町政を担っていく長としましては、堅実経営をされていく、そして慎重な経営をされていく、これが大事かなということは私も同じように思っております。

そこで一つ、昨年この嵐山町は、B級グルメの辛モツ焼きそばを大きく打って出ようということで、桶川だったか北本だったか、会場のときに、町長は先頭に立って、バスを3台仕立てて、そこに応援に行ってくださいました。見事3位という栄誉をとりました。そこには、当然そこに携わっていただいた観光協会の方や、それに応援してくれている役員の方や、いろんな方の力があつたからだと思いますが、一つ私はそこで感じたことが多くございまして、町長は、堅実経営でございますし、慎重でございますし、町民からいただいている税金を一円たりとも無駄にはしない政策をしていこうと考えていることもわかっておりますが、そのとき、私も行くからみんなも行ってくれやということを声を高々に上げて、皆さんと3台ものバスを仕立てて行つたと。その行動といたしますか、動きといたしますか、それをすごく頼もしく感じたものです。

そして、今、今回掲げていただきました5つの政策、そこに対して、その時々でその状況において一番大事なものを取り上げていくよという回答でございました。その辛モツ焼きそばを応援に行ったときのような気持ちをいつも持って、そういう動きをしていただけるというお約束を、またこの場でひとつ町長にしていいただければありがたいかなというふうに思います。よろしくお願いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 あれはどこだったですか、確かに大変盛会なB級グルメの大会がございました。そのときには、地域の皆様が本当に協力をしていただいて、袋を両手でこう提げて帰ってくるような協力の度合いでございました。そういうような気持ちでということでございますが、そのような気持ちで今回も取り組んでいきたいというふうに思っています。

そして、就任の町民ホールでもお話をさせていただきましたし、最初の課長会でも話をさせていただきました。1期目があって、2期目があって、そして3期目があってというような形の流れでただ流れていくというふうに私は考えておりません。1期目、2期目、そしてそれらの経験と実績等、そういうものを踏まえて、3期目は新たな1期目として取り組んでいきたいという決意を述べさせていただきました。

そういう気持ちで、先ほど議員さんおっしゃっていただきました辛モツに

行ったような気持ちで常に取り組んでいきたい、そして町民の皆様のために職員の先頭に立って、そして職員には、常に自分の背中が見せられるような恥ずかしくない行動をしっかりとっていきたいというふうに思っております。

そして、一番にやらなくてはいけないことということで、先ほど5つの話をさせていただきました。それで、全てのことが大切なことだと、そしてその時々合ったことをタイムリーに実行していきたいということを話させていただきました。

そして、先ほども申しましたけれども、一番の基本中の基本は、嵐山町の財政規律をしっかり意識をして取り組んでいくということには変わりはありませんので、そのような形で一番にやらなくてはいけないことというのは、自分の気持ちをしっかり持って、そして嵐山町の財政規律をしっかり考えて、そして皆様と一緒に力を合わせてやらせていただくと、こういうことでございます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) よくわかりました。このこと、(1)については、議会が始まる冒頭でも所信表明として承っておりますし、くどくど聞く必要はないのかなというふうに思います。

(2)どなたの協力を必要とするのか。やはりこれも、その政策ごとに必要になっていらっしゃる方がいるということで回答をいただきました。私から見ると、回答すると100%、100点の回答であるかなというふうに感じておりま

す。

一つ、私のほうから、こういうことをちょっと申し上げさせていただきたい
と思います。人間社会の中では、1つの法則がございまして、割合でいいま
すと2対6対2の法則というのがございます。その2対6対2の法則とは、ど
の個人であっても、どの組織であっても、絶対的な賛同者が2割いらっしゃ
るのですね。ですから、町長さんにも私にも絶対的な賛同者は2割いる。た
だ、絶対的な不賛同者も2割いると、いらっしゃるのですね。

残りの6割の方は、どういう方かといいますと、その先頭に立つて行方、
もしくは、その賛同している者が、そのときそのときのその行動なり政策なり、
それがいいことをやってくれるなと思えば、その6割は、ほぼ6割に近い人が
そちらを向いていただけると。ですから、いかにこの6割の方を自分のほう
に向けることをしなければいけないのかなということでございます。

どんなにすばらしいことをしても、あの巨人軍の長嶋茂雄すら100%のフ
ァンは獲得できませんでした。アンチ長嶋も当然おります。人間社会とはそ
ういうものであるかなということでもあります。それで、今町長には、恐らく7割
〜8割近い人が今の岩澤町政を賛同してくれたのかなということでございま
す。

その中で、いろいろ回答をいただいた中でもそうなのですから、リー
ダーというものが当然必要になってくると思うのです。どの政策をするにつ
いても一人ではできません。協力者がいるとできますけれども、その協力者

の中にもリーダーというものが必要になってくるかなというふうに考えております。

リーダーになる前にもう一つ、身内の協力者が必要でございます。当然この行政と一緒に回しております役場の職員さん、これは絶対的な町長の賛同者であってほしいなというふうに願っております。その点について、町長も同じような気持ちをお持ちでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 人それぞれいろんな考え方がございます。そして、1つのことをやり遂げるのにもやり方が、こちらの登山口から登って山登りに行く人と、こちらの登山口のほうがいいだろうという人というわけです。しかし、自分とこの意見が合わないからといって別にその人を排除するということではなくて、議員さんおっしゃるようにやはり意見を聞いていく。自分の辛口のことを言っていたくのは、辛口の考え方を持って、やっぱりしっかりそれも受けとめて教えていただく。「我以外皆我師」という言葉がありますけれども、ほかの人から言ったりやったり、いろんなことというのは、自分にはないものは全て教えていただくのだという考え方をしっかり持って、当たっていきたいなと思っています。

ですので、2割、6割、2割という話がありましたが、いろんな考え方があるのは当然のことだと思いますが、それらを含めて大勢の皆様から貴重な

意見をお聞きをしながら、そして最後には大勢の皆様の意見の多いほうを取り入れていきたい。時には、こちらのほうから、こちらのほうがいいのではないだろうかと思ひも提言をさせていただきながら、皆様のご意見をお伺いをして物事を進めていきたいと考えています。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) ありがとうございます。ぜひそのようにお願いしたいと思ひます。

そして、町内、全町を見渡して、今どこの自治区も区長制度というものを取り上げておりまして、昔と違って最近区長さんの仕事は大変多くなっております。その区長さんの大方の方がやはり岩澤町長の賛同者ではないかと思ひます。一緒にまちづくりをしていこうよという動きを一生懸命されているというふうなところ、私にも見受けられるところがござひます。その点についても、ひとつお考えをお聞きしておきたいと思ひます。区長さんの今の自分を支えているこの動きにつきまして、町長としてどのような考えをお持ちであるか、お聞きしたいと思ひます。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 区長さんについては、一番最初的时候から、地域を代表する方だということを誰もが認めた上でのシステムづくりがいいのではないかというふうに思っております。

そして、一番最初にそれが始まる前、最初からなのですが、地域のこの要望というのを今まで私がお世話になるまでは、町長にも来る、副町長にも来る、課長のところにも来る、いろんなところに議員の経験者、区長さんの経験者とか、いろんなことをやった役場に詳しいような、地域に明るいような人、声が大きい人、そういう人がいろんな形で予算期の前なんかには来たわけですけども、そういうことではなかなかうまくいかないだろう。その人の個人的な考え方も入ってしまうのではないだろうかといういろいろ考えたりしました。

そういう中で、地域の意見を一本にまとめていただく。それには区長さんがということで、区長さんからの意見を町の中であるセクションでしっかり受けとめて、そこ一本に窓口とするということで決めさせていただきました。これは、本当に難しいことでした。議員さんにしろ、地域の長老の方、いろんなことを町長のところに言ってくる、副町長にも言ってくる、課長にも言ってくる、いろんなところにそういうのが、今までそうだったわけですから、当然そういうことだったのですが、それは聞けないということで一本にしました。

選挙でいろいろ協力したのに何だよというようなことが最初にあったわけですけども、やっぱりそれは、ぜひご協力をお願いしたいということで重ねていろいろ協力、お願いをする中で、今では全くスムーズに、地域の街灯が明かりが消えた、ガードレールがどうだろう、道がでこぼこしているよというような話も、その区長さんを通して言っていただくという体制になってきました。

そういう形で、地域の代表の町民の代表、地区の代表、区長さんというものをしっかり行政の中心にこれを位置づけてやらせていただいています。これから区長さんは本当に大変だと思うのですが、そういうような形で地区の意見を集約していただいて、そして地区をまとめていただいて、町と一緒に窓口としての役目をやっていただけるとありがたい。私のほうでも、行政のほうでもそういう形でお願いをして、これからもおつき合いをしていただきたいというふうに思っております。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) 町長の決意のほどを聞かせていただきまして、私も保守系の議員としましては、意見具申をさせていただきながらも大いに協力をさせていただきまして、いいまちづくりに一緒に励みたいというふうに考えております。

次に進めさせていただきます。

2番、空き家対策について。住宅地と言われる地域を中心として、この住宅地と言われるのは、菅谷地域を中心とした周辺の川島、むさし台、志賀2区等が中心となってきます。空き家が目立ちます。家も土地も個人のものであった場合、地権者の承諾が得られなければ立ち入ることができません。

今年春の家屋火災の際も、後処理に時間を要し、地域の人たちに大いなる心配をかけました。そこで、下記についてお伺いいたします。

(1)町内にどれほどの空き家があるのですか。

(2)持ち主に意向確認はされていますか。

(3)町内の不動産扱い業者などと情報交換などされていますか。

(4)適正に管理する条例等の制定を望みます。

以上です。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、質問項目の2(1)からお答えをさせていただきます。

まず、町内の空き家の数でございますが、課税資料、これは家屋敷課税の資料でございますが、これをもとに確認しましたところ、本年1月1日現在99棟で、そのうち昭和56年以前に建築された建物は70棟となっております。ただし、この数値は、単純に町外の方が所有している家屋で、現在空き家となっているものの数でございます。

したがって、周囲に危険を及ぼすおそれのある家屋という意味での調査は行っておりませんので、そのようにご理解をお願いいたします。

続きまして、小項目(2)についてお答えをさせていただきます。

町内にある空き家には、居住者が転出等により不在となっているもの、賃貸物件で未入居の状態にあるもの、売却用住宅、別荘などが考えられますが、小項目(1)でお答えしましたとおり、課税上必要な事項についてのみの確認を行っておりますことから、所有者の意向確認は行っておりません。

小項目(3)についてお答えをさせていただきます。

町内の空き家について、不動産業者等との情報交換は、現在まで特に
行っておりません。

小項目ナンバー(4)についてお答えをさせていただきます。

適正に管理されていない空き家が増加すると、防犯性の低下、衛生の悪
化、景観の悪化等が発生し、敷地のみならず周辺地域にさまざまな悪影響
を及ぼすおそれがあります。このような状況が全国各地で発生してきている
ことから、平成24年度の当初、全国の16都道府県の31自治体が空き家
条例を制定しております。

本町におきましても、町内の方が所有し空き家となっている家屋につい
て、近隣から苦情が寄せられた事例が今年度4件ございました。例えば空き
家に設置されているエアコンの室外機が落下するおそれがあり、危険な状
態にあるとの相談がございまして、所有者に連絡をして対応していただいた
ような事例がございます。

また、ご質問にありますように、今年3月に発生をいたしました火災によ
り、燃え残った家屋につきましては、所有者等関係者の諸事情によりまして、
危険な状態が一定期間継続しておりましたために町が対応した事例もござ
います。

今後、高齢化社会の進展や経済的事情などにより空き家が増加し、そ
の管理が適正に行われられないような状況が増加することも予想されますので、

町といたしましても、その対応について庁内で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) 1番について再質問をさせていただきます。

今現在町が掌握している空き家というのは、税務課に固定資産税として上がっていて、それで住んではいないよという事実が確認されたその99棟ということでございますが、それ以上の調査はしていないということでございますが、そのとおりでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 実際に今現在、そういった家屋がどのような状況にあるかということについては、調査をしておりません。

もう一つ事を申し添えますれば、今後の例えば条例を検討する中におきまして一番課題になってくるところは、その例えば条例化したときのその対応すべき家屋というものの定義でございます。要するにどういった家屋が今後条例を考えていく上で、対象とした対策が必要な家屋ということに定義づけていくのかということが1つの課題になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) 私は、今ある空き家を一度精査する必要があるのかなと。固定資産の台帳での調査だけでなく、調査をするには、やはり職員だけではなかなか大変だと思います。当然地域の長であったり、民生委員さんであったりといった人の力もおかりして、実態調査というものをこの際していく必要があるのかなというふうに考えておりますが、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、今回こういった空き家対策というものを、はっきり言って身にしみてこう感じた、対応せざるを得ないという状況になったというのは、ご質問にあります火災家屋の問題、これが発生をいたしまして、そしてこの問題について、町がどのようなことができるのかということを考えさせられたところでございます。

このお答えの中でもさせていただきましたが、今までに町のほうに寄せられましたこういった建物に関するご相談というのは、一例を申し上げましたが、隣の家のエアコンがちょっととれて落下しそうだと、通行人に危険だとか、あるいは空き家になっているところの家屋の屋根の一部がトタンが壊れて、それが台風なんか来るとちょっと怖いというような、そういったご相談、そういったものについては、町のほうで所有者を確認をして、その方にご連絡

をして、そういった状況がございますので、ぜひ対応していただきたいということで対応をしていただいたというのが嵐山町の現状でございます。

ただ、今回の火災の家屋につきましては、その所有者、本来空き家の管理というのは、当然のことなのですけれども、所有者が適正に管理をしていただくということが大前提でございます。条例化等も考えていく中でもそれが大前提になっているということでございまして、ただその情報をとるということも、先ほども再度のお答えになりますが、こういったものを嵐山町は目指してやっていくのかと、それを十分今回の経験を生かしながら、今後町長のほうからも早急に検討して対応を考えるということでご指示をいただいておりますので、庁内でもう一度この点を検討して早急な対策を考えていきたいということでございます。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) 今、回答をいただきまして、ちょっと関連がございますので、(2)のほうに入っていきたいと思います。持ち主に意向調査はされていますかというところでございます。

なかなか持ち主に意向調査をするといっても、個人情報指標という法律の中で、どれだけ踏み込んだ形でそこらの意向を聞いていけるのかということが一番お困りかなというふうに思います。第三者が聞いたのでは、これは違法になってくるかなと思います。

私は、町を預かる執行側の者が、今ある空き家について、その持ち主に

今後どうされますかと、売りたい希望がありますかと、貸したい希望がありますかと、それとも個人ですっとまたここに戻ってきたいので、きちんと維持管理していられるのですかとか、そういったことをやはり聞くべきではないかなと。聞いていかないと、最後の条例化にも結びつかないのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の動きをぜひ早急にしていってほしいと思います、その点については、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

本人の意向確認ということでございますが、この空き家対策ということを基本的にまだ具体的な検討はこれからということであれなのですが、まず一つは、この条例化をするときに、一番ポイントになってくるのは、まず所有者にその適正管理を義務づけるというのが一つ大きなポイントかと思います。そして、その上でその方が何らかの理由で今後それを維持をできないとか、そういった場合においてご相談をしていただけるような窓口といいましょうか、そういったものを定めていくということが一番ポイントになってくるのではないかなというふうに考えておりまして、先ほど申し上げましたさまざまところでの自治体で条例化をしておりますが、その切り口が大きく言うと3つございます。

それは、まず1点は、その所有者がわからないとか、どこに行ったかわか

らなくて危険な状態になっている家屋が放置されている、それを町がどのように対策ができるのかということ。

それから、もう一つは、その所有者が実際に管理ができないのだけれども、そういったところで、例えば町の助成制度をつくって、それを撤去してもらうという助成制度を考えるという切り口。それから、もう一つは、その意向が確認できても本人が撤去をする意思がないという中で、例えば法的な代執行をやっていくというような条例。

それから、3点と申し上げました。もう一つは、その空き家を利用するという定住促進としてのそういった対策、特に確認事項で必要だというのは、やっぱりその定住促進等のことについては、ある程度今これからこの家をどうしていきたいというふうに考えていますかというような意向確認というのは必要ではないかと思いますが、それ以外のものに関しては、基本的には本人に適正に管理をして、もし管理ができないような状態になりそうだったら、その辺の手だてを打ってくださいよという啓発を行っていくというのが基本的な考え方ではないかなというふうに考えておりまして、こちらから今その空き家になっているからということで、その方々の今後の意向を確認していくということは、当初段階では余り考えられないのかなというふうに基本的には考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) 今4つほど回答をいただきました。そんな中で、利用促進をしていくということも一つ取り上げていただきました。前年度ですか、政友会で松川町に訪問いたしまして、やはりこういった松川町では、町が窓口になって、そういったところに町外からそこに住まわせる人を呼び込む政策、そういったことをされているということでございます。情報提供を町が中心になってやっている。それは、恐らく地方の土地ですから、なかなか不動産屋といっても、それほどの不動産屋は数多くは育ってこなかったり、いろいろ問題があって町がやっているのかなというふうには、私はそう感じます。

嵐山町の場合には、いろいろ扱っていただいている業者もたくさんございますので、まずはその利用促進等を当然その窓口にならないうちに町がなっていた中で、全て最後まで町がやるのではなくてもいいですから、当然そういうような形の利用の仕方を今後は考えていっていただきたいというふうに思います。

私の実は住んでいる志賀1区でも、既に私の頭の中にも、その予備軍と言っては失礼ですけども、そんな家が既に10軒ぐらいございます。それで、旧の志賀ですから、隣組のつき合いも活発でありますし、すぐすぐ問題になるようなことはございませんけれども、それは志賀地区だけでなく、町内全域にもうそんな傾向があるのかなというふうにも思いますので、ぜひ難しいのかもしれませんが、やはりそれは個人できちんと適正に管理していた

だけるのが一番ですけれども、そうでない時代に入ってしまったということもございますので、ぜひその点力を入れていただきまして、意向調査をしていただくということをお願い申し上げたいと思います。

3番目の不動産扱い業者と相談をされましたかというところで、相談はしていないよということでございます。この質問をするに当たりまして、私も町内の不動産業者のところに当たりました。

今、何件かの空き家の家には、不動産業者の看板がかかっております。「入居者募集」ですとか「売り家」とかかかっておりまして、そういう家に関しては特に問題はないのですよ、不動産業者が管理していただいていますから。何もなくて空き家になっている家。少し情報提供をしてもらったと、不動産業者に行つて情報提供をもらつて、町にもらつて、そこいらをこの空き家を少なくしていくのに少し力のかしてくださいよというお願いをしました。なかなか情報がとれないのだよと、私たちではなかなか情報はとれないのだよと、情報がとれるのは、行政に携わっている方とはとれるはずだと。でも、さっき言ったような個人の秘密を漏らすわけにはいかないというようなことで、全然教えてもらえないのだと。だから手の打ちようがないと。

それで、例えば空き家になって、すぐであれば貸し家にもなるけれども、これが4年も5年も放っておかれた家だととても貸し家にはならないと。これが水周りの配管のパイプでも何でも腐ってきてしまつたりして、貸すほうとしては責任を持って貸せない状況になってしまうのだということなのですね。で

すから、私たちもその嵐山町の空き家については、一生懸命仕事にもつながるので、その辺のところの活動はしていきたいけれども、その情報はなかなか町からはいただけないというようなことを言われました。そこは事実なのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 ご質問をいただきまして、この問題については、先ほどから申し上げておりますように、この空き家対策というものを町といたしましても、この火災家屋の関係から、まずはその家屋をどのように対応すべきかということについて今まで中心的に考えてきておりまして、当初は、ある程度あいた状態の家屋になっておりまして所有者もいらっしゃる、そして建築確認、建築上の危険の除去だとか火災予防だとか、そういった点から何らかの形で、町が法的に手続がとれるのではないかというふうに考えておりました。

しかしながら、いろいろこの研究をしてみましたが、その中で現在の法的な体系であるとか、そういった中では、町が直接的な手を出すと、強制執行をするとか、そういった手段がとれないということがはっきりとわかってまいりました。

その中で、今空き家対策というこの条例等をつくっているところの研究をさせていただいて、何らかのやっぱり対策を今後考えていかなければならな

いという状況でございます、大変大野議員さんには申しわけないのですが、不動産業者さん等の連絡調整ですとか、そういった業者さんのほうがどのような情報を持っているのか、どのような形でこの空き家対策にかかわっていただけるのか、その辺については、今ちょっと具体的なことは申し上げられませんが、今後もその辺も含めて検討させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) 難しい問題ということは、私も重々承知しております。難しいからこそ、この問題をみんなで考えていかなければいけないのかなというふうに思います。

4番目の適正に管理する条例等の制定を望みますという項目に入らせていただきます。

実は、町長の元気・元気プロジェクトの中にも、この条例を定めていこうという意気込みが入っております。この難しい問題に対して、最後に町長からいま一度、そこに対しての条例を何としてもつくっていくのだよと意思表示を頂戴したいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今ご指摘をいただきましたように、空き家対策ということで適正な条例をつくっていきたいということで考えました。あちこちのところで、

今課長答弁の中にもありますけれども、ここに先日の新聞に出ました蕨市の
のがあるのですが、蕨市でも、同市長によると、条例に該当する老朽空き家、
これが蕨市の中でも約 20 軒あるというのですね。

それで、家の解体、相続人の不明な家はその中で数軒だというようなこ
とが書いてありますが、そして蕨の場合には、家庭裁判所に相続財産管理
人、これを選定を申請して手続を進めることもできるようにするのだと。そし
て、この選任手続を盛り込んだのが全国でも珍しいと書いてあるのですが、
だんだんこの近辺、川島なんかでもあるようですけれども、なかなかその強
くできないですね、個人のあれですので。

それで、安全管理をするために、市が助言、指導、勧告、命令という形で、
こう手順を踏みながら、安全管理を実施を促していくということなわけですが
けれども、どこまで踏み込んでできるのかなというの也有ります。そして、あちこ
ちのところで、みんな困っていることですので、あちこちでこういう条例ができ
てきておりますので、それらを参考にしながら、嵐山町に合った条例制定が
できるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) まず、この空き家対策についてはいろんな法律の
壁がございます。ある中で、やはり条例をつくっていくことが、より嵐山町に
っては、空き家に対する住んでいる方の意識を高めることにもなるかなと、
つながるかなと思います。

ぜひ、本日約束をしていただきました条例制定を早く制定できますように
お願い申し上げまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩といたします。午後の再開は、午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで報告をいたします。説明員中、高橋副町長におかれましては、公務出張のため、午後の会議は欠席となりますので、ご了承をお願いします。

◇ 河 井 勝 久 議 員

○長島邦夫議長 本日3番目の一般質問は、受付番号8番、議席番号8番、河井勝久議員。

初めに、質問事項1の消費増税について。どうぞ。

〔8番 河井勝久議員一般質問席登壇〕

○8番(河井勝久議員) 第8番議員、河井勝久です。議長のご指名を受けましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、大きく2点について質問いたします。

まず消費増税についてでありますけれども、今国会で政局にもなりまして税と社会保障の一体改革という形で、この消費税の導入と社会保障制度の改革の問題を取り入れまして、いわゆる賛否両論があったわけでありまして、三党合意が決まりまして、その中で国会の中で通りました。私は、政局の問題は、きょうは議論の中には全然問題として取り上げるつもりはありませんので、決まりました消費増税について、ご質問をしておきたいと思います。

2015年までの10月までに消費税率を10%に段階的に引き上げる法案が成立したというのは、今お話ししたとおりであります。町は、今後消費税に対する対策を今からとる必要があるのかなというふうに私は考えるわけがありますけれども、支出の面から図らなければならない問題点なのかというふうに思うわけがありますけれども、その対応についてお伺いをしたいと思います。

(1)につきましては、推定される引き上げに対しまして、消費税支出はどのくらい予想がされるのかについて、お聞きしたいと思います。

それから、(2)番目といたしましては、消費税の長期支払いが予定される事業に対しまして、財政計画の面から事業の変更等の検討はされるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それから、3番目としては、物品など消費税が上がる前に前倒しをして購

入などをしておくという、これは財政上の問題からしても5%上がるというのは大きな問題だろうと思いますので、このしておく対策対応についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

あくまでも概算であり、平成24年度当初予算を基本とする前提でお答えいたします。平成24年度の一般会計当初予算57億1,400万円のうち、消費税総額でございますが、約6,499万9,000円でございます。

平成26年4月から消費税が8%になるということでありますので、平成24年度と全く同じ予算の場合、消費税総額は1億401万7,000円となり、3,901万8,000円の増額となりまして、予算額は0.7%の増加となります。

さらに、平成27年10月から消費税が10%になりますと、消費税総額は1億3,002万7,000円となり、本年度と比較して6,502万8,000円と増額となりますので、予算額は1.1%の増額となります。

次に、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

消費税の引き上げによりまして、支払い額の増加もありますが、収入の増加も見込まれます。消費税の国と地方の配分は、現行では交付税分と地方消費税分、これを合わせて2.18%となっております。消費税が増加することによりまして、平成26年4月からは3.10%に、平成27年10月から

は 3.72%に変更されることになっております。

地方消費税分が、現行の1%が 1.7%、2.2%と増加するとのことでありますので、概算で算定いたしますと、嵐山町の平成 24 年度当初予算の地方消費税交付金が、1億 8,000 万円でございますので、消費税が8%になった場合は1億 2,600 万円の増加となります。消費税が10%になった場合は2億 1,600 万円の増加となります。

ただし、地方消費税交付金につきましては、普通交付税の基準財政収入額に 75%が算入されていますので、それを差し引きますと、消費税8%の場合は 3,150 万円の増額になります。消費税 10%の場合は 5,400 万円の増額になります。もちろん消費税増額分は、医療、介護、子供、子育ての4分野に使用することになっておりますので、消費税の支払いに回すことはできません。さらに収入の増加分では、今後見込まれる社会保障費の増加分を賄い切れるかは甚だ疑問でございます。今後さらに厳しい予算編成を強いられることになると予測されます。

消費税が増加することに伴いまして、建設工事等契約額が大きくなるものについては、影響が大いに出てくるものと思われます。しかし、地区からの要望や喫緊に着手しなくてはならないもの等事業の性格を見きわめ、それらを総合的に判断しながら町民福祉の向上を図っていく以外に方法はないと考えております。

質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。

消費税が引き上げられますと、物品などで金額が大きいものについては、購入するに当たり予算計上が厳しくなる可能性は否定できません。しかしながら、必要なものはその都度購入していかなければなりませんし、あらかじめ購入できるものやできないものもあり、保管しておくスペースにも限りがございます。財政が厳しい中、無駄な消費は厳に慎まなければなりません。平成25年度中に、どれが前倒しで購入したほうが有利なのか、個々に判断をさせていただき、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) この引き上げの関係でありますけれども、国会の中で通りましたのは、経済状況によって、GNPの3%の成長率によっては、これに達しない場合には見合わせるというふうなことも決まっているようですけれども、この状況というのはなかなか、はい、そうですかというふうにならないのではないのかなというふうに思っております。

社会保障の財政状況事情というのは、大変厳しいというのは、消費税が全てこの社会保障に使われるという形の問題ですと、片方ではそういう状況にある中では、大変厳しいというふうに思っておりますと、私は、全てこれはもう10%になっていくのかなというふうに思っているところです。

そういう中から、この聞いておきたいわけでありますけれども、町はこういう形で今課長さんのほうから答えていただきました。10%になりますと、

消費税額は1億 3,000 万、それで本年度と比較いたしましても、6,528 万円の増額になるということでありまして、その中では、交付税分、あるいは地方消費税分が返ってくるということもあるのだろうと思いますけれども、それにしても、大変倍になるということは厳しい状況になってくるのだろうというふうに思っているわけですね。

今後、それだけの不足が出た場合の形は、今もいろいろと対応策についてお話をしていただいたのですけれども、こちら辺の傾向というのは、どういうふうに考えているのか、お聞きしてみたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、消費税が5%から、最終的には10%引き上げられる、こういうことになりますと、今の消費税の倍になることのでございますので、1億 3,000 万ぐらいの消費税額が伸びてしまうと。先ほどもちょっと申し上げましたように、しかしながらそれが伸びたことによりまして、地方交付税、あるいは地方消費税交付金、こういったものが入ってまいります。

そういった意味で考えますと厳しいわけではございますけれども、その分支出も伸びますが、歳入も入ってくると。ただし、その入ってくる歳入につきましては、もう使い道は決まっております、社会保障の4分野、これに使っていくのだということでございます。使い道が決まってくる歳入、これが入っ

てくるわけでございまして、そのほかのものにはなかなか充当ができない。なかなかというか、充当ができないことになりますので、そういったことを考えますと大変厳しい状況はこれからも続いていくだろうと。

今、前々から町長が話をしていると思いますが、税収ももちろん落ちてきております。そういった中でも、なかなか事業が思ったようにできていけない、そういったような状況もございますので、先ほども申し上げました喫緊の課題、これにつきましては、地区の要望等を踏まえて早急に解決していかなくてはならない部分はしていかなくてはいけませんし、優先順位を決めながら、その中で財政の状況を見ながら、どんな事業も進めていく、そういった方向しかないのかなというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 消費税のプラス5%の分で10%になりますけれども、今課長さんに答えていただきましたけれども、この交付税分と地方消費税分、これについても使い道が決まってしまっていると。社会保障で使うわけですね。一般会計はそれだけまだ出てきて、これは一般会計に入っていないという状況になってくるのだろうと思うのですね。一般会計からは消費税分を出していかなければならないと。

この差し引きの関係でいくと、これはうんと一般会計からの負担率が高くなってくるのではないかなというふうに思っていますけれども、そこら辺です

と、この事業というのは大きく変わるのかなというふうに思っているのですが、そのところはどのように考えていますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 確かに負担率、単純に考えますと5%が10%になるわけでございますので、倍になるわけでございます。

先ほど6,499万9,000円というふうに平成24年度の消費税を申し上げますが、ちょっと主なものを申し上げますと、光熱水費、これが仮に今の消費税が光熱水費で約420万円、通信運搬費100万円、電算委託料200万円、業務委託料2,750万円、機械器具270万円、工事請負費1,700万円、これらを合わせますと5,440万円ぐらいになります。こういった先ほど申し上げた約6,500万円のうち、5,440万円が今申し上げた金額でございます。

この中で、どれを節約していくか、そういう話になってくるのだと思いますが、なかなか光熱水費を節約するのもまた限度がございます。最終的に何がということになるとすれば、いろんなものを見直していく、工事についてもやっぱり精査をしていく、あるいは委託にしても精査をしていく、そういった中で節約をしていかざるを得ないのではないかというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 消費税は、逆進性の問題がこれは相当問われたというふうに思っているのですね。低所得者にとっては大変厳しい、これはそういうふうに私どもは感じるわけですが、あわせて三党合意の中では軽減税率の問題を出されました。何がどうするのか、どれを軽減していくのかというのがこれからの話し合いの中に出てくるのだろうと思いますけれども、食料品なり、あるいは日常生活品、それらについては、ある程度見直しがされるというふうにも言われてきたわけでありますけれども、このまま地方自治体、その中で使われるものというのは、この軽減税率に余りひっかからないものが多いのではないかなというふうに思っているのですね。

(2)の質問に入らせていただきますけれども、私は、この役所で使用されるもののそういうものにひっかかる、軽減税率にひっかかるものというのは、例えば給食調理場なんかで使っているその食材食品については、それはあれを素直に読めばそういうふうになってくるのかなと。あるいは、役場で買っているのはお茶ぐらいなのかなというふうに思うのですけれども、そういうふうに考えると、この軽減税率で役所で対象となっているものは、どのくらいあるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

河井議員、ご指摘をいただきましたように、軽減税率で役所のほうで該

当するようなものは少ないだろうとおっしゃいましたが、おっしゃるとおり少ないと思います。

例えば、今おっしゃった給食の食材、あるいは食品の関係、こういったものは当然、例えばそういう食料品、あるいは日用品が軽減税率の中に入るとすれば該当するでしょうけれども、それをストックしておくにも限りがあると思いますし、一つ考えられるとすれば、防災の関係の食料、そういったものは長期に保管できるものですから、そういったものは多少防衛手段としてストックをしておく。

ただ、今先ほど申し上げましたようにストックしておく場所も確保しなくてはいけない、そういったこともございますので、仮に軽減税率が実施されたとして、食料品、日用品、そういったものが該当するとなった場合でも、なかなか役所のほうでそれを前もってストックをしておくというのが厳しい状況かなというふうに思います。

以上です。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 10%に引き上げられたときの消費税総額が、先ほど話されましたのですけれども、消費税というのは、1回上げれば下げるといことはないだろうと思いますね。いわゆる政党によっては、30%、あるいは35%ぐらいまで引き上げていかないと、日本の社会保障なり、あるいはさまざまなこれからの政策をやっていく中では、そのくらいの消費税率という

話も出ているわけですね。

いわゆる消費税をこれから町も恒常的に支払っていくというものがあるだろうと思いますけれども、その支払いし続ける事業費というのは、どのくらいありますでしょうか。例えば電力消費量なんかで比べて、これなんかずっと払い続けるわけですね。そういうものを含めてどれだけ上がるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 大変難しい質問をいただきましたけれども、先ほどちょっと申し上げました幾つかの例を申し上げました。光熱水費、これは恒常的に支払っていかなくてはいけないものだと思います。

それから、今機械器具に関しましてもリース契約をしておりますので、リース最低でも5年は支払っていく。それを常に更新をしていくわけですので、そういった意味では、そういったものもそうだろうと。それから、やっぱり一番というか、紙類の関係ですね。紙も結構大きな額を購入しますので、そういったもの。今具体的にこれぐらいの金額が、常に恒常的に支払っていくものだというふうにはお答えできませんが、そういう恒常的に支払っていくものが多いのではないかというふうに思っております。

以上です。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) きのうちからも議論になりました。このメガソーラーだとか、あるいは風力だとか、いろんなその電力の問題にもあったわけでありますけれども、やっぱりこういう問題について、今後少しでも消費税を町としても何らかの形で減らしていくという方法を考えるならば、ぜひそういう問題を長期的なこの政策に立ちながら、やっぱりやっていく必要があるのかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺の計画は、きのうも町長さんがいろいろと答弁をされておりますけれども、町のほうでは検討課題の一つに上がっているのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 長期的にという話ですけれども、ご承知のように予算は単年度でけりをつけることになっているわけですよ。それで、何か資金があったらこれを買って用意をしておくというような性質のものというのは、予算の中に非常に少ないと思うのですね。必要に迫られて支出をしていくような状況ですので、議員さんがおっしゃるような内容のものというのは比較的少ないのではないかなという感じがいたします。

それと、これはまた話が別ですけれども、消費税がこれで入ってくるわけですけれども、消費税が入ってくるというのは、先ほどから答弁をさせていただいているように、4分野、決まって福祉のほうにあれですよということです。そのところは年々ふえてくる部分を補うぐらいのことで、それだけ入

ってきたからって余裕ができるような状況には決してならないわけですね。

ですから、何か入ってきたからこれを買っておくだとか、何を用意するとうような状況になるような消費税の今度の増額ではないと思うし、議員さんおっしゃったように、もっと試算だとかいろんな話がありますけれども、もっと増額しなければ、全体のものは賄い切れないのだという話もあるように、今回の場合には、入ったお金をこのところにそれを使ってどうだとかというのは、ちょっと回せないのではないかなと、端的に考えてそんなふうに思っています。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 事業が単年度予算で、それは事業が進んでいるわけですがけれども、例えば町が総合振興計画をつくって10年というスパンを決めて、その中でそれぞれ計画を立てながらやっていくわけですね。それは、土木事業でもあるし、いろんな事業もその中ではあると。それは、消費税も当然かかってくる問題もあるわけですね。

税がどれだけ伸びてくるのかというのは、大変我々も疑問を持っているわけですね。それは、町長がいつも言っているように、少子高齢化が進んでいる中で、その中でいわゆる就労者人口が狭まってきていると。でも、一方では、いろんな関係で、それは固定資産税だとか、これから企業が実施されてくればそういうものでは、社会法人の関係のいろんなものも入ってくるというふうに思っているでしょうけれども、なかなかそれは厳しい状況があるだ

ろうと。

そこで、やっぱり一つ一つは、そのときそのときの年度予算でどういう事業ができるのか、これだけの財政状況の中でどういう事業ができるのかというのは、それは変わってくると、いろいろと検討されてくるだろうと思うのですが、それはある程度こういうやっぱりその辺の長期的なものを見ながら事業を進めていくということが必要だろうと思いますね。

ですから、そこら辺のところで、私もこれからそういう問題を考えると、やっぱり事業の変更というのは、一つ頭の中に描いていかなければならないのかなと思っているのですが、そこら辺はどうでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 事業をやっていく中の余裕性というのですか、まだこれは後でいいよと。だけれども、今こういう状況だからこれをやっておこうというような余裕がある事業展開ができていくということになるといいのですが、喫緊のもう迫られているようなものというのがもう圧倒的に多いわけですので、なかなかそういう状況ができるかなという。

おっしゃっていることはよくわかるのですが、今一般的にこう言われているのが、住宅建設なんかで駆け込み事業で、リフォームなんかはふえるのではないかとかというような話がこう言われていますけれども、そういう形で町の中にそういうものがあるとすれば、来年計画したものを今年やって、これ

を向こうに回そうとかいうようなことも、中には何かあるかもしれませんが、なかなかそういうものが今何か見通しができないような状況かなという感じがしているのです。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 駆け込みというのは大変難しいだろうと思うのですね、町の事業をやる中では。あしたこれが値上がりするからやっしまおうとかというのも、それは当然予算がありますから、その中で進めるということもあります。物品購入というのは、かなり消費税をこれからの率というのは占めてくるだろうと思うのですね。

先ほども(3)の問題に入っていくわけなのですから、前倒しで獲得のものというのは限りがあるという形になってきますね。私もそう思いますよ。それもストックがきかないものはいっぱいあるわけですから。あと、これから町でもいろんなものを買っていかなければならないものもあるのだらうと思います。

例えば図書館の本なんかを、かなりの消費税の関係がかかっているだろうと思うのです、これから購入していくとなると。そういうものも含めて、町のほうでは検討は始めていますか。そこら辺はどうでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 具体的には、町のほうでもまだ消費税対策検討委員会と

というようなことができておりませんで、これから検討していかなければいけないことだな。例えば図書の関係なんかもありますけれども、図書なんかは前倒しでできるものは、どれだけどういうふうに予算がつく、回せるのかというふうなこともあります。ほかのものについても、消費税について今言われているように、事前にこう段取りがつくようなものに対しては、どうしたらいいのだろうかとかいうようなことも、これから検討していきたいというふうに思っています。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) あと3年、その中では8%から10%という形になっていくわけでありまして、試算をしておく、どんなものがかかっていくのだろうか。先ほども幾つかあったわけでありまして、やっぱりそれをちゃんといつごろまでにどうなのか、あるいはどうしたらそのいろんなものが軽減できる、例えばこの問題については、ある程度節約しようとか、そういうものも含めまして、それはいろいろと検討しているのだと思いますけれども、そういう検討期間というのは置きながら進めていくのでしょうか。そこを聞きたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 当然その消費税が決まった段階になる前に、対応がとれるものはとっていかねばいけませんので、おのずから日程は決まってく

るかと思うのですが、そんな状況で対応を図っていききたいと。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) これは、何回も申しているわけなのですけれども、消費税の上がる分について、財政事情というのは変わってくるだろうと思います。その辺のところは、十分この役場内で検討しながら、これからの行政運営を進めていただきたいというふうに思っているところであります。ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。ご当地、自動車ナンバーの設定ですけれども、最近、いろんな自治体で町の宣伝、町おこしのために軽の自動二輪車、これについて独自のナンバーをつくってやっているところが多くなってきていますよね。県内でも幾つか出ていますけれども、私もこの間ちょっと静岡ですか、神奈川ですか、富士ですか、富士山のマークをつけているご当地ナンバーが走っているのですね。

そういうものを考えると、やっぱりある程度車両というのは限定されてしまいますけれども、そういうものでナンバープレート、これについては、町独自のものを設置していく考えがあるのでしょうか。そのことをお聞きしておきたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 質問項目2につきましてお答えいたします。

現在全国の市区町村ごとに、ユニークな形状・図柄を採用した原付バイク、50cc 以下、これは白ナンバーです。90cc 以下、黄色ナンバー、125cc 以下、ピンクナンバー、これが課税標識になります。

通称「ご当地ナンバー」が、町の紋章、走る広告塔として、2012 年9月5日現在、40 都道府県 139 市区町村で導入されております。埼玉県においても 13 市町で導入されております。

導入方法としては、50cc 以下の原付だけに導入したところがあれば、50cc 以下のほか、90cc 以下、125cc 以下のクラスに導入したところもあります。

担当課といたしましては、現在企業支援課に、むさし嵐丸君の図柄を検討していただいているところです。図柄が決まり次第、製造業者に見積もりを依頼する予定となっております。担当課としては、前向きに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) かなり前向きなこの答弁をされたわけでありますけれども、今、町に何台ぐらいのこの二輪車というのがあるのでしょうか。新たに購入する二輪車について、例えばそういうものをつけさせていくのか。その辺のところは、例えば変更したいという人がいた場合には変更できるのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 今現在、平成 23 年度の決算で、50cc 以下が 928 台、原付二輪、これは 90cc 以下ですね。これが 81 台、125cc 以下が 82 台、これが 23 年度の課税台数です。

そして、新規登録、これなのですけれども、50cc 以下が年間 23 年度の実績ですけれども、年間 112 台、90cc 以下が年間 13 台、125cc 以下が年間 25 台ということで、90cc 以下、125cc 以下はちょっと台数が、22 年度も同じような台数になっているのですけれども、今現在考えているのは、やるとすれば 50cc 以下の白ナンバーを考えております。

それと、ちょっと上里町、美里町、東松山市にちょっと問い合わせをしたのですけれども、ここの3市町は、50cc のみ導入しています。それで、単価が高いのですね。1,000 枚単位にならないと安くないのですよ。それで、カラー印刷自体がやっている業者が少ないものですから、単価的にも高いのです。1,000 枚を発注しまして、1枚 350 円プラス消費税、これが上里町と美里町は 1,000 枚を導入しているということなのです。

それと、東松山市は 50cc のみ 2,000 枚で、これは1枚 190 円するそうです。これプラス消費税。だから、単価的にも 1,000 枚単位ではないと安くならないというのを聞いております。嵐山町で導入するとすれば、その 50cc のみ導入という考えを私は今思っています。

以上です。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 私も一時、二輪車はうんと減ってきましたよね。軽自動車も含めて車社会の中で。それと、ある程度それなりの経済的な余裕があったとかなんとかという形で、みんな二輪車から四輪車に切りかえた、それを買いかえていると。

この間メーカーの人が言っていたのですけれども、免許取得者がうんと減っているということです。高校を卒業するときに、やっぱり自動車教習所が学校なんかに出向いて行って、自動車の免許証を取りましよう、卒業するまでに取ってくださいという形で宣伝をして、そうすると20~30万の金がかかるという話ですけれども、大体親御さんが早く免許を取れという形で出してくれたと。ところが、今その余裕がない家庭がうんとふえているために免許証を取らない子供がうんとふえていると、それで社会に出ていくと。そうすると、おのずと車を買えない、車の持てない子供たちが社会の中に多くなっているわけですね。

今それが、若い人が車を買えないという状況が生まれていて、それぞれの自動車メーカーでは、何とか自動車免許を取ってもらうためには、メーカーそのものが半分ぐらい免許を取るための金を出してやって、それを車のほうに上乘せするのかどうか、その辺はそれぞれのメーカーの考え方でしょうけれども、そうしない限りは、もう若い人に車が売れなくなっていくのではないかという話も出てきますね。

その反面を考えると、四輪車が買えなければ当然若者は二輪車に変わっていくのだろうと思うのですね。そういうことでは、これからまたバイク社会が戻ってくるのかなというふうに思っているのですけれども、そういう面からすると、ある程度この問題についても、先取りをしていく必要も一つあるのかなというふうに思って、こういう質問が出てきたわけなのですけれども、そこは検討課題だということですから、ぜひいいキャラクターを含めてのこの嵐山町をイメージできる、そういうものにしていただければというふうに思っております。ひとつよろしく願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 松 本 美 子 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号9番、議席番号 12 番、松本美子議員。

初めに、質問事項1の少子化対策について。どうぞ。

〔12 番 松本美子議員一般質問席登壇〕

○12 番(松本美子議員) 議長のご指名をいただきましたので、12 番議員、松本美子ですが、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず町長さんにおかれましては、3期当選、まことにおめでとうございます。無投票ということで、いよいよ岩澤町政が地盤をしっかりとつくり3期目

がスタートしたかなということだと思っておりますので、町民の負託に応えまして、しっかりと頑張っていただければというふうに思い、また健康にもお気をつけになっていただければというふうに考えておりますので、おめでとうございます。

では、項目は1、2、3というふうにありますけれども、少子化対策について質問をさせていただきます。急速な少子化の進行は、大きな社会問題の一つということで皆様ご承知だというふうに考えております。子供を産み育て、大切な子供の未来と安全は、地域社会の責任でもあると考え、適切な配慮と応援が重要です。

そこで(1)ですが、積極的な政策に取り組み、早期のこれは解決が何よりも必要だというふうに考えます。若者の初婚年齢と晩婚化にもよる出生率は、残念ながら全国では県平均を下回っております。今後の取り組みを伺います。

(2)ですけれども、子供と子育てを全力で応援し、各事業を町は展開しております。まだ残念ながら未実施の事業等もございます。特に休日保育、あるいは病児・病後児保育が、これは施設型、あるいは対応型というふうになります。それとトワイライトステイ等の実施ができないか、伺います。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)(2)の答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、質問項目1の(1)につきまし

てお答えいたします。

婚姻率と晩婚化について、人口動態統計の最近の状況を見ますと、婚姻率につきましては、平成 23 年度全国 5.2、埼玉県 5.1、嵐山町 4.3、晩婚化につきましては、平均初婚年齢の比較になりますが、平成 21 年度男性で全国 30.4 歳、県 30.8 歳、町 31.6 歳、女性で全国 28.6 歳、県 28.9 歳、町 29.8 歳となっております。

松本議員さんのご指摘のとおり、いずれも嵐山町は、全国及び県と比較して低い数字となっております。

全国的な未婚化、晩婚化の要因は、よい相手にめぐり会えない、結婚や結婚後の生活の資金がない、雇用が不安定であるため将来の生活設計が立てられない、結婚すると仕事と家庭・育児の両立が困難となる、結婚をしなければならないという社会規範が少なくなったことが挙げられます。また、未婚化、晩婚化が進めば、少子化の要因にもつながります。このように少子化の原因にはさまざまな要因がありますが、失業率や雇用の悪化等、社会的、経済的な要因が大きな影響を及ぼしているということです。

経済的要因との関連でいうと、厚生労働省が平成 21 年に実施した「第 8 回 21 世紀成年者縦断調査」という調査の結果によると、平成 15 年の第 1 回調査から今回までの 7 年間に新たに結婚した男性について見た場合、正規雇用者の場合は 6.3%が新たに結婚したのに対し、非正規の場合には 2.1%であったことが明らかとなっております。

また、所得額階級別に調査前5年間の結婚の状況を見ると、男女ともに400万円以上500万円未満で結婚した割合が最も高く、所得額が高くなるほど結婚の割合が高くなる傾向があります。

特に男性では、最も低い100万円未満で12.2%、最も高い400万円以上500万円未満で32.6%と20.4ポイントの差があります。これは、雇用の有無、雇用の安定度が結婚に対して影響を及ぼしていることを示す結果となっております。

以上のように、若年層が経済的に安定することが結婚、出生増加に対し大きな効果を持つことはさまざまな調査結果からも明らかになっており、未婚化、少子化対策としては、雇用の確保、安定を進めていくことが重要な要件の一つであると考えられます。

町としての施策を考えたとき、単に目先のことを考えるならば、最近流行となっている婚活として出会いの場を提供することも必要かもしれませんが、長期的な観点からすれば、若年層の雇用の確保、経済的安定が重要な施策であると考えております。

次世代育成支援行動計画の中では、こうした若年層に対して、安心して子育てができるようさまざまな支援事業を実施しております。今後も、この計画をもとに、嵐山町で安心して子育てができるよう、子育て支援事業の充実に努力してまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

さきの答弁の中でお答えいたしましたが、次世代育成支援行動計画・後期計画の策定のときにニーズ調査を行い、進捗状況等の評価、見直しを行っております。休日保育、病児・病後児保育（施設型）、トワイライト事業については、計画期間の中で実施に向け検討をしていく事業となっております。現段階におきましても、町単独で実施するだけのニーズはないと思われ、未実施となっております。しかし、これらの事業を補完するものとして、平成 23 年度よりファミリーサポート事業を実施しております。ファミリーサポート事業の中で、休日保育、病児・病後児保育、トワイライト事業にかわり対応できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 第 12 番、松本美子議員。

○12 番（松本美子議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、(1)ですけれども、晩婚化の進行につきましての答弁をいただきましたけれども、これは男女平等参画で社会参加が多くなったという意味、あるいは高学歴化というようなことも晩婚には考えられるかなというふうなこと。それに、答弁の中でいただきました問題というようなことも多く含まれて、残念なことに、第一子、第二子、あるいは第三子を望んでも断念するというような要因があるかなというふうにも私は考えておりますが、できましたら、町の現状をただいま答弁いただきましたけれども、これは年齢別にはどのくらいの、例えば 20 代なり 30 代なりということになると思うのですけれども、それ

を伺えたら、よろしくお願ひしたいと思いますが、お願ひします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

年齢別の率は出ておりません。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) これは、やはり守秘義務というか、そういうような問題があるから、あえてとっていないということの理解でよろしいですか。そうでなくて、調べていないという意味でしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 調べてございません。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、後日で結構ですので、もし教えていただける範囲がありましたら、ぜひ私のほうへ教えていただければと思います。お願ひいたします。

○長島邦夫議長 よろしいですか。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 後で用意させていただきます。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 年齢別のようなものをぜひというようなことは、私、この後の質問につきましても少し関連をしていますので、わかりましたらということでお伺いしたのですけれども、では後日ということでもよろしく願いしたいと思います。

まず、少子化の歯どめには、何をしたら歯どめになったり、あるいはまちづくりになったり、あるいは安定的な生活ができたり、いろいろな分野で考えられるかなというふうに思っています。町は、いろいろな各種いろんな団体さんを中心なのですから、イベント事業に取り組んでいると思うのです。そういった中で、例えば嵐山まつりをはじめといたしましても、すぐに嵐山まつりも来るでしょうし、あるいはさくらまつりも来るでしょう。じきバーベキューの関係も、バーベキュー場でのもみじでしょうか、そういったようなものも数多くイベント事業をやっております。あるいは、農業部門では、お米の関係にしても、のらぼう菜にしても、かなりのイベント事業がありますが、これは私、以前、バーベキュー場でのもみじのライトアップなり、あるいは芋煮会なり、うどんの会なり、そういう手のものができませんでしょうかというふうにも伺ったことがあったのですが、その時点では、残念ながらまだそういう計画はないというようなお話でした。ですけれども、時がたつと、こういう形ができ上がってきたのだと、一つ進歩してよかったなというふうに感じております。

そういった中で、これからなのが、どんなふうに受け取られるかちょっとわかりませんが、そういったただいま申し上げたようなイベントのときに、

もう一枠つくっていただきながら、各イベント大会の中で出会いの場といいましょうか、あるいは男女のコンテスト大会といいましょうか。これは別にミス、ミセスばかりでなくて、年代別というような形でも、どういうふうな方法でもよいと思いますけれども、そういった催し物をやりますよというようなものを一枠入れていただき、ぜひとも、ではそういう方向が考えられるか、考えられないかということだけお尋ねします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 イベント会場で出会いの場というようなお話でした。短期的には、先ほど答弁の中にも、答弁でお話しさせていただきましたけれども、短期的には、最近流行の出会いの場を提供することも必要かもしれません。しかし、長期的な観点から見ると、若年層の雇用の確保、経済的安定が重要な施策ではないか、こういうことが、これからやっていくのに必要ではないかということで答弁をさせていただきました。今、議員さんおっしゃるように、イベント会場での出会いの場というようなことがこれから会場のそういうお祭りのときにできるかどうかとも検討をまたさせていただきたいと思っています。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) ぜひ検討していただきながら、実施できますように、ぜひお願いしたいなというふうに思っております。

これは別に難しいことではなくて、各イベントのところで、その前の広報や

なんかでも結構なのですけれども、文化団体等の関係とのご相談の上で、その場所へ参加していただくようにしていただきながら、コンテスト用紙のようなものをつかって配布をし、申し込みしていただきながら、次へのところにつなげるというような形でもよろしいかなというふうに思います。そういったものを模索しながら、ぜひともできれば、1つずつでもいいのかなと思います。

これは別に、イベント、先ほど申し上げたような中で、特に題名を、事業名も私言いましたけれども、そういった中で、こういう事業名に対してぴったりと
うか、合うような方たちが、よくコンテストといいますと、容姿端麗とか、ちょっとそんなふうなイメージがあるのですけれども、そうでなく、あるいは農村部でしたら、お米の関係でしたら、そういうような感じの人にぜひ参加していただきながら、町場からでも結構ですけれども、そのイベント内容というので
しょうか、そういうものに合うような男女のこういうコンテストのようなものがあって、話題性がやはりないと、いろんなイベントやってもなかなか人を集めることは大変ですから、そういった中で集まった人の中からぜひそういったようなことを、ちょっとくどいのですけれども、実施していただきながら、少しでも町おこしなり、あるいは、例えばゴールインできた方には、その事業名のものの参加賞ではないですけれども、そういうようなものを少しずつ差し上げるとか、めでたくあるいはご結婚なされれば、そのイベントの中での交流ですから、そういったようなものをお祝いとして何か差し上げられるとか、そういった方法までぜひ考えていただきながら、検討して、町長、いただけま

すでしょうか、お願いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 どういったものが効果的なのかというのは、事業を行うときに検討させていただきたいと思っています。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) ぜひとも早期にそういった方向も一行も入れていただきながらご検討いただければということでよろしくお願いします。

それから、(2)のほうへ移らせていただきますけれども、保育の関係ですけれども、これはご答弁の中でもうちゃんと答えが出ていますからよろしいのですけれども、特に休日保育の関係につきましては、調査結果というものがあって、今、内容は課長さんのほうから答弁いただきましたけれども、休日保育は実施していただければ、どのくらいの方たちがお集まり、お願いをしたいとかという方向も出ているはずなのですが、もしおわかりのようでしたら、ぜひお願いをします。これは、利用している方につきましては、特に地域の催し、あるいは冠婚葬祭とかいろいろありますけれども、そういうときにも預けるところがなかなか難しいということで、休日保育というものをやっていただければというような声も聞いておりますので、今回あえて質問をさせていただきましたけれども、どのくらいの方が調査の結果では利用したいというようなお考えが出ているのでしょうか、お願いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

調査といいますか、今期、先ほどの次世代育成支援行動計画の策定する際に調査をいたしました。そのときに、ニーズ調査としまして、この1年間で私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭、子供の親の病気、あるいは就労のためにお子さんを家族以外の方、誰かに一時的に預けたことはありましたかというような質問で31.3%の方が「はい」と答えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) これをもし実施するということになると、管内とか、何かそういうような方法で検討を現時点ではしているのでしょうか。そこまではまだいっていないのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

先ほどもちょっとお話し、回答を答弁させていただきましたけれども、ファミリーサポートセンター事業の中で、こちらの中で休日保育にかわるものも対応できると考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、休日保育というものを新たにするということでなくて、前年度からファミリーサポート事業が実施されていますので、そこでの実施で今後とも、もう少しの間は対応していきたいと、そういった受け取り方でよろしいですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 はい。そのように考えております。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それと、もう一点、病児・病後児というような保育のことなのですけれども、これはやっぱり病院でしょうか、そういった対応が施設とかの関係もしてきますので、関係してくるのですけれども、嵐山にはしらこぼと保育園というのが嵐山郷のほうにありますけれども、そこは医療機関等がそばにありますから、その辺での病児・病後児の保育が可能ではないかというふうに考えるのですけれども、どんなふうなお考えでしょう。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 このファミリーサポート事業の中にも病児・病後児の預かりもございます。昨年度の 23 年度の実績を見ますと、17 件ご利用がございました。ということで、今後、病児・病後児につきましても、

ファミリーサポート事業として実施したいと考えております。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) やっぱりあれですか、しらこぼとでの保育はしっかりとそこで位置づけてするということでは、今のところでは、利用者そのものが少ないからという意味で、ファミリーサポートのほうでお願いをしているというふうな、休日保育と同じような考え方というふうに今お考えですか。これからの先は、方向性というか、見通しというか、そういうものはありますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

近隣の市町村では、鳩山町が実施しております。実際に鳩山町も利用のほうはほとんどゼロではないですけれども、10 件ちょっとぐらいというようなことと聞いております。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、わかりました。ニーズが高まりまして、どうしても必要だというような時期が来たときには、しっかりと考えていただきながら、対応していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次へ移らせていただきます。

○長島邦夫議長 松本議員に申し上げます。この際、暫時休憩をいたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時43分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松本美子議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項2の安全、安心対策についての質問からです。

松本美子議員、どうぞ。

○12 番(松本美子議員) それでは、安全、安心対策について質問させていただきます。

町民全てが安心をしてお互いの人権を守りながら生活ができることが非常に大切なことだと思います。また、高齢者が5人に1人の時代がすぐそこまで来るとい時代も迎えますけれども、いつでも元気に健やかに暮らしていく支援のことが重要で、私はあるというふうに思っています。

まず、そういった観点からお聞きいたしますが、(1)ですけれども、交通事故は減少しているとはいいいながらも、車両の増加、あるいは高齢化社会というようなものを迎えまして、事故件数も 120 件前後の事故が起きているというふうに伺っておりますが、これは歩行者、あるいは自転車事故ということですので、これを防ぐには生活道路の特に整備も重要ではないかというふう

に考えておりますので、お尋ねをさせていただきます。

(2)につきましては、地域の安全は地域で守るというような合い言葉というようなものがありまして、ナイトパトロール、あるいは青色回転灯、あるいは巡回パトロール、小川警察署との協定というような数々の事業を実施して、成果が上がっておりますが、反対に夜道の安全対策や防犯対策、これは非常に、特に農村部につきましては重要視されていますけれども、その反面、なかなか里地里山ではありませんけれども、そういった整備等がおくれておりまして、町道に関する部分が、特に山林が町道部分を塞ぎ、非常にそこは通学路にも農村部ではなっておりますので、車道あるいは歩道の区別もそういうところはございません。そういった中で特に危険ですので、取り組みの態勢を伺います。

(3)ですが、子ども110番の家、これは以前から設置をいたしております。そういった中で、現状の設置状況。また、小中学校の児童への防犯ブザーが貸与されておりますけれども、それについて。それと、防犯、あるいは交通安全ステッカーが実施をして、張りつけてあったりして、お願いをしたりしていますけれども、その対応。あるいは、防犯パトロール用品も長年をかけて、しっかりとジャンパーあるいは帽子というようなものも数多く町内へ配布されておりますけれども、さまざまなただいま質問いたしましたような内容のものについての現状を伺います。

(4)ですが、過日、自転車運転教室というものが、これは交通マナーとか

安全意識の向上というようなことを目指して実施されました。そういった中で、
24 年度の交通安全子供自転車大会というものが埼玉県等で開かれ、そこ
へ志賀の小学校が出場をし、41 チーム中で14 位のこういうすばらしい成績
でした。これは広報等に載っていたと思いますが、この大会に出場するまで
の経緯、内容等をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いします。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)(2)について、田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 質問項目2の(1)についてお答えいたしま
す。

生活道路は、その地域の方々が自宅から主要な道路に出るまでに使う
道路でありまして、生活に密接にかかわっております。大半の生活道路は
幅員が狭く、自動車の対面交通がやっとなのであるといった状況で、頻繁に自動
車が通ることを前提としていない道路として築造されております。今の生活
道路の整備は、良好な生活環境を考えますと、通行に支障のない程度の幅
員での道路整備が必要と考えております。

続きまして、質問項目2の(2)についてお答えいたします。

道路環境の整備として、各地区の区長さんより道路照明灯やカーブミラ
ー等の交通安全施設の設置要望をいただき、地元で必要と思われる箇所に
道路照明灯やカーブミラー等を設置しているところでございます。

整備された道路を快適に安全で効率よく使用していただくには、日ごろの維持管理が必要であります。幹線道路は町が中心となり、生活道路は地域が中心となり、地域と町が連携して道路環境の改善のための適正な維持管理を推進していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(3)について、大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 質問項目2の(3)につきましてお答えいたします。

子ども110番の家の設置状況につきましては、地域社会で子供たちを犯罪から守るため、嵐山町青少年健全育成委員会と嵐山町PTA連絡協議会が小川警察署の協力のもと、平成11年度に設置を始めまして、現在まで342カ所に設置しております。小中全校児童へ防犯ブザーの貸与の状況、現状につきましては、毎年、寄附により小学校の新1年生に貸与しております。防犯ステッカー、交通安全ステッカー、防犯パトロール用品等の現状につきましてですが、防犯ステッカーとしては、車のドア等につけていただくマグネットシートが33枚あるほかに、のぼり旗が66本、ジャンパーが44枚、ベストが45枚、帽子が46個、拍子木が16本、誘導灯の赤、青、37本などを在庫として保管しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(4)について、内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、質問項目2の(4)につきましてお答えいたします。

第46回交通安全子供自転車埼玉県大会が6月30日の土曜日に、県内の各警察署の代表39校と前年度優勝校、準優勝校を合わせた41校が参加し、熊谷市の彩の国くまがやドーム内体育館において開催されました。

小川警察署管内からは志賀小学校が代表として出場しました。競技の内容としましては、各校から正選手4名と補欠選手1名の計5名でチームをつくり、学科テストと実技テストが行われ、学科テストでは「自転車の交通安全ブック(自転車の安全な乗り方)」の中から、交通規則、道路標識・標示及び自転車の安全な乗り方について60問が出題され、30分かけて行われました。また、実技テストでは、自転車の正しい乗り方と安全な走行を評価する「安全走行テスト」、自転車の乗り方の熟練度を評価する「技能走行テスト」が行われました。採点は、各選手、学科テスト、実技テスト、それぞれ600点の持ち点で、減点方式により行われました。この大会に出場するに当たっては、5月22日から大会までの30日間、土日を除いたほぼ毎日練習を行いました。そして、チーム成績として、小川警察署管内で過去最上位の14位という成績を残すことができました。これは、練習に参加した選手の努力はもちろんですが、練習日には毎日小川警察署と交通安全協会嵐山支部の皆さんに熱心にご指導とご協力をいただいたたまものと感謝しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、安全、安心対策の(1)ですけれども、これは自転車の事故につきましては、県の条例が4月には施行されておりまして、この条例を早速取り入れまして、児玉警察ですか、そこでは自転車の安全な乗り方、あるいは一時停止の、あるいは交差点というようなものを主に指導なさいまして、本物の自動車を使用し、スタントマンでの実演指導が行われたと。それは、今までには、その児玉署では見たことがなかったというような、事故そのものを見る程度ぐらいで、そういった実演指導というものはなかなかお目にかかることがなかったので、非常に怖さもあつたけれども、こういうものが指導されたので、とても気をつけなくてはならないというような考え方になったというふうに伺っております。

そういった中で、町ではこれを小川警察署のほうにお願いをして、即取り入れて、こういった自動車を使用し、スタントマンでの実演指導というものをこれから考えていったほうがよいかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか、そのお考えは。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 私のほうからお答えをさせていただきます。

自転車の交通安全の関係については、今議員さんのほうからございましたように、県条例がこの4月から施行されて、その指導員等も推薦されております。この議員さんのご質問の中にもありますように、学校等におきましても、従来の交通指導の中でも、自転車の乗り方だとか、そういったものは指導がされております。また、児玉署のほうで、今そういった実例的なものがあったと。過去、自転車のということではないのですが、当町でも、例えば交通安全キャンペーン、その出発式、それが例えば嵐山が出発式の会場になることがございます。そういった中で、県の警察のほうから、そういったデモンストレーションというのでしょうか、そういったことでの自転車の乗り方とか、実際に事故に遭う状況だとか、ひったくりの予防のものだとか、いろんな実演的なものもございます。そういった中で、今後またそういった機会がございまして、また小川警察署のほうとも出発式等のそういった協議の中で、そういったこともできる機会もあるのかなというふうに考えております。

今現在、近々でそれをやるという予定はございませんが、そういった機会は今後設けられてくる可能性は当然あるというふうに考えております。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) どうもありがとうございます。そういったことを考えまして、ぜひこういう実例をすると、特にしっかりと自分でも意識的なものができて、事故も起こさないし、起こさないように気をつけようとか、そういうものが植えつけられて自然とくると思うのです。ですから、現実的にこういうふ

うなところでは、もう実施もしておりますから、嵐山町も出発式というようなこともありましたけれども、これは出発式は毎回、毎年嵐山町というわけではないのでしょうから、何年かに1回でしょう。そういった中で、これはこれでの対策として考えていかれる方向はいかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 交通安全対策につきましては、この前議会等でもこの条例が作成されました際にご質問いただきまして、お答えをさせていただきました。この自転車、特に自転車の県条例、これができるして、さまざまな取り組みが今なされております。その一つとしましては、指導員のそういった推薦、学校区ごとに推薦がされたりという形で、今回もこの交通安全の志賀小学校の出場、こういったところでもそういった方々が指導に当たっております。今後も、まだこの条例も施行されましたばかりでございまして、小川警察署をはじめ、県警自体もいろんな取り組みが、今後、啓発を中心として、さまざまな形で町へもその協力が求められてくるというように考えておりまして、そういったことに対して、その都度積極的に参加をさせていただきたいということで今考えてございます。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) では、よろしく実施できますように、一日も早くお願いをいたします。

続きまして、まず、障害者の駐車場の標示は公共施設にはしっかりと
あります。これは、優しく思いやりのあるまちづくりというようなことも目指して
いるのかなというふうに思っていますが、もう少しその気持ちを広げていた
だきまして、高齢者、あるいは妊婦の方とか、出産後の方とか、いろいろあ
りますけれども、そういった方々の専用の駐車場の標示を確保しておいた
ほうがより優しいのかなというふうに思います。そういった中で、県内でもこ
れは、この制度をスタートしているところもぼつぼつと出てきておりますが、
町の考え方はどんな考えを持っていますでしょうか、お伺いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。質問事項の中に、ちょっと答弁者がど
なたが答えていいかわからないような状態なのですけれども、質問事項の
中に今のところこれないように見えるのですが。

松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 私、どなたを、どの課長さんというふうにしてあり
ません。担当課というふうに指示はしてありますので。それと同時に、私、項
目の中では、安全、安心対策ということですから、こういうものも安全対策の
中に入るということで考えていますので、質問させていただきましたけれども。

○長島邦夫議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時01分

再 開 午後 3時39分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開きましたので、議会運営委員長より説明を求めます。

安藤議会運営委員長。

○安藤欣男議会運営委員長 大変貴重な時間を議会運営委員会に割いていただきまして、執行部の皆様方もありがとうございます。先ほどの松本議員さんの質問の中で、通告にないものが質問から出てまいりました。この点については、(1)番から(4)番まであってするのですが、捉え方によっては(4)番かなという人があったりしておりますが、本人からは(1)番だということでございます。

ただ、そうした中でございますが、駐車場の件については通告にない部分でございますので、これについては本人のほうから削除いたしますということでございます。

なお、この一般質問、一問一答方式を入れる中で、いかにかみ合うかということの中で、具体的な質問の通告を執行のほうから求められて当然議会をやるわけですが、議員のほうも、その辺を重く受けとめて、通告制という内容をきちっと把握した上で質問を進めていくのがいいのではないかという結論に至っております。

以上、ご報告申し上げます。

○長島邦夫議長 それでは、松本美子議員の一般質問を続行します。

質問事項2の安心、安全対策についての再質問からです。

松本議員、どうぞ。

○12 番(松本美子議員) ただいまは大変貴重な時間を費やさせてしまい、まことに申しわけございませんでした。次回の質問ということにさせていただき、先ほどの質問につきましてはこの辺で終わりにさせていただき、質問状になかったということで大変申しわけありませんでした。

それでは、続けて質問をさせていただきます。大きな2番の中の(1)番と(2)番に係るかもしれませんが、よろしくお願いします。

まず、生活道路の整備の充実ということで、方向性を伺うということで、答弁もいただきましたが、私は、特に生活道路、あるいはそれ以外のところもそうなのですが、今は山林が非常に道路のほうまで延びまして、道幅がかなり狭くなっていると、そういうようなことで、事故にももちろんかかわってまいりますし、そういう場所は歩道ももちろんありませんので、その辺をそれは地主というものがありますから、もちろん地主さんが管理をするのが当たり前かもしれませんが、なかなか今では管理がし切れないというような状態が続いております。

そういった中で、その周りの地区の住民の方との協力などをいただきながら、伐採等ができ、これを計画的に、やはり立ち木は伸びますので、やっていかなければなりませんが、その辺は、町のほうはどんなふう考えてい

るのかお尋ねをいたします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 答えさせていただきます。

道路を木が覆いかぶさって危険な状態のところがあるというようなことでございますけれども、これにつきましては定期的に各戸に回覧をさせていただいて、それでお気づきな、要するに実際にその土地を持っている方に切ってもらうような方法をとっております。どうしても緊急的なものについては、区の区長さんのほうから、ここの場所は危険ですよとかという話を受けますと、実際には私のほうで、まずその私有地から出ているかどうかという部分を確認かめまして、私有地から出ているものであれば、まず土地所有者に連絡させていただきます。土地所有者の方に原則切っていただくということになります。

先ほど言ったように、なかなか土地所有者が切っていただけないという部分もありますけれども、やはりその部分については町のほうで勝手に切るというのは大変危険な部分がございます、できれば地区、幹線道路ではなくて、生活道路については、地域の方が本当に必要最小限に切っていただくとか、そういうことであれば多少はいいかなと思っているのですけれども、町でやる分についてはその辺のところも慎重にやらないといけないかなということで、場所によっては2～3回通告して切ってもらおうと。実際に切らない方

については、町のほうで切って請求させていただきますよというような文書を出して切っていただいたという部分もあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 今課長が答弁してくれたような方向はとっているということは私も承知していますし、回覧等も見ています。

ですけれども、なかなかこれはご近所というような関連もあるということもあり、地主のほうへ区長さんのほうからも地区からも伐採をしてほしいというような言葉が、後々のこともありますのでなかなか申し上げづらいというようなことがあるのですけれども、この辺のところの改善なのですけれども、もちろん地区の方たちのこれはボランティアという形になるのか、あるいはある程度の予算措置ができるのかわかりませんが、そういった考え方について予算措置ができるのか、あるいは個人の所有ですからできないのかなとも思いますが、これはどんなふうな方向というか、どういう考え方というか、どういう形で町は進むのかというか、やはり今答弁していただいたようなことは十二分にみんなそれぞれ承知しています。

ですけれども、現実論としてはなかなかできていないです。今何回か地主のほうへ申し上げていって、そういった方法をとれたということもあるというような事例も出してもらいましたけれども、現実はそんなに改善されているというような、特に私たち吉田のところは山ですから、七郷方面は。ですから、

そういったものを多く感じるのかもしれないのですが、今言ったようなことで、もう一步踏み込んで実施できないかというふうな何かいい方策というか、何かありませんでしょうか。答弁の中での考え方はわかりましたけれども、ご無理な質問でしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 やはり個人から出ている、要するに道路のほうへ覆いかぶさっている木ということは、個人のものです。そこに果たして公費を入れていいかどうかという部分があります。要は、通知して、では道路が危険なので切らせていただきますということだけでいいのかどうかという部分があります。そういうものを慎重に考えていけないといけないかなと思います。

それで、うちのほうとすれば、できれば生活道路については地域の方が切っていただけるのであれば、それが一番いいのではないかというふうな形で考えて今いるわけなのですが、その辺についても今後そういう箇所がかなりふえてくるのかなというふうに思いますので、その辺についてもちょっと慎重に考えていきたいと思います。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 少し今までのやり方のみの方向しか考えられないというようなお答えかなというふうに思っていますし、もちろんこれは地主

との関係があるということも承知していますけれども、今後じっくりと私のほうも見ていきながら、これというようなものが模索してありましたら、また担当課のほうともお話しさせていただきたいというふうに思っていますので、これはこれで、では結構です。

そうしますと、(1)番と(2)番については同じような問題等もありますのでこれで結構ですが、では(3)番のほうへ移らせていただきますけれども、子ども110番の設置の状況と、それからここに質問いたしましたことにつきましては、ただいまスポーツ課のほうの課長さんが答弁なさってくださいましたので、在庫的なものがステッカーにしても、ブザーは、すみません、1年生には全員の方に貸与しているのだというようなお話でした。

まず、ではブザーのほうからお尋ねさせていただきますけれども、これは1年生に上がったときには貸与しますけれども、その後の対応というものはどうなさっているのでしょうか。こういうものは、壊れるとかなくすとか、いろいろなことが起きるかなというふうに思いますが、どのくらい、例えば貸与できるものであれば、年間には貸与しているのか、あるいは1年生のみで、貸与しないのかお尋ねします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

この防犯ブザーにつきましては、一番最初にブザーを配布したときにつ

きましては、町で購入して配布いたしました。その後、寄附をいただいて、それで何個ぐらい新入生がいるかというようなことで調査がございまして、それで寄附に基づいて配布しております。一時、もう数年前になるのですけれども、1社ではなくて2社ぐらいからいただいたこともございまして、そうすると新入生の分が2学年分というようなこともございまして、それをうちのほうに教育委員会でストックしておいてもしょうがありませんので、それを学校にいただいたものは全て新入生と、あと児童数の割合で各学校に配布しました。

そういうことで、壊れてしまった場合には配布するようにしております。今現在ですと、各学校の在庫を調べてみましたら、菅谷小学校で264個、それから七郷小学校は6個、志賀小学校は1個というような状況でございました。状況を見ますと、結構、七郷小学校、志賀小学校についてはどんどん壊れてしまって、どんどん配布したということもございまして、菅谷小学校についてはそういうのが若干配布が少なかったのかなと。これだけ菅谷小学校だけ残っているのであれば、ほかの学校へ回せるかなと思いましたが、結構菅谷小学校ではその後、壊れてしまった場合には購入した人もいるけれども、持っていない人もかなりいるというようなことで、その在庫については持っていない方に、また菅谷小学校で配るというようなことで、そういった形で一度1年生で配布すれば、壊れない限りは持っているという考えで、1年生だけに基本的には配布をしております。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 防犯ブザーは、壊れたからしなくてもいいというようなことでなく、やはりきちっと登下校のときはどこに身につけていたほうが、もしということもありますので、全部の生徒さんにきちっとつけていただいておくということを基本というふうに考えていただきたい。

それと、菅谷小学校は結構ストックがあるけれども、ほかの2校はほとんどゼロに近いというような、6個と1つ、7ということですからないようだけれども、こういうものは学校側で検査というのですか、壊れているか、どう持っで毎日通学しているか、そういうような指導というのはどこまでしているのですか、お聞きします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

今現在、持つことについては、必ず持てということでは強制はしてないと思います。それから、壊れたからといって、また町でどんどんそれを買って配布するというのはどうかと思いますので、一応入学当初については配布をして、その後壊れてしまった分については保護者のほうで買っていただく、なるべくそういった形で考えております。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 町で買ってまでは貸与しないのだというようなお考えですけれども、そうしますと、寄附の会社が2社あったということで、これはほとんど毎年そういったことが考えられるのですか。私の考えは、寄附は寄附でしていただけるか、していただけないかは毎年わからないのでしょうから、きちっと大切な子供が何か起きてからでは、きのうあたりでもいじめの関係も結構出ていましたけれども、こういうものもきちっと身につけて、いつ何どきでもきちっと自分で使えるというふうな指導をぜひしていくべきだと思うのですけれども、これからはそういうふうな考え方にならないのですか、お聞きします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 寄附につきましては、当初購入した以降は、毎年最低1社は寄附をしていただいております。その寄附していただいたものを配布しております。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) ですから、寄附してくれるということは毎年あるということでしたら、これは確かに喜ばしいことでありがたいことだというふうに思いますけれども、学校側では、ではつけていても、壊れていても、余りその辺のところは関知しないということなのですか、きちっとそれは、私が今質

問した中では、きちっとしていったほうがいいというふうに質問しているわけ
なのですよね。それで、その部分をしていないのだから、しているのだから、こ
れからしていくのだから、お尋ねします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

学校としては、必ず持つようにとは指導はしていないのだと思います。で
すが、壊れた場合には、自主的に購入して持っている生徒は多いと聞いて
おります。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) ちょっとかみ合わないのですけれども、学校のほ
うでは、ではそういう対応は、では教育委員会としてはどうなのでしょう
か。その辺はきちっと学校のほうへ指導というふうにして、義務づけみたいな形
で定期的な検査、きちっと鳴るか鳴らないか、持っているか持っていないか
というものも検査をして、やはりきちんと子供たちに持たせて、何かあったと
きにはそれに対応するというふうに教育委員会としての見解はではどうなの
ですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 この防犯ブザーについては、不審者侵入、池田小学校等もあって、不審者から身を守るということで、それですと寄附をいただいております。学校では、不審者侵入のための訓練も実施しております。そういう意味で、不審者対応というのは防犯ブザーだけでなく、いろんな対応があると思います。小学校1年生で配るというのは、一番学校生活の導入時期であるということと登下校が不安であるということで、1年生に配っておりますけれども、大切にすることは6年生まで持っています。あるいは2～3年生になると、いいやということで、かばんの中に入れっ放しもあります。それ以降は、保護者の自己責任ということで、本来それが普通なのかなというふうに私どもも認識しております。

同じような例は、小学校1年生、新入生には小川警察署管内で、小川町とときがわ町と東秩父村と嵐山が小川警察署管内で、新入生に黄色いランドセルカバーを小川警察署と交通安全協会から贈呈されます。贈呈式には、各教育長も参加して、新入生になる子供の代表が輪番で贈呈を受けます。そのランドセルカバーも同じような状況です。6年生まで大切に持っている子もいるし、2年生でなくした子もいるしということで、そのことは公費で云々するから、絶対持ちなさい云々というところまではしておりません。あとは保護者の自己責任ということで対応していただいているのが現状です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、今教育長さんの答弁のとおり、今後も

そういった形を続けていくというご答弁だったということですか、寄附者の方に対して私は、きちっとその辺はもう一度義務づけのような形でやっていけたら寄附者に対してもいいのかなというふうに思うのですが、検討していただけるような余地がありましたらよろしくお願いします。これは要望で結構です。

それから、では防犯と交通安全のステッカーの関係なのですが、残りの関係が幾つというようなことで報告等がありました。ですから、ステッカーについては車のドアや何かにつけていると、そういうことは私もつけている方を時折見ますからわかりますけれども、せっかくこういったようなものを用意がしてあるのであれば、過去にもこれは配布をしてお願いをしたのだと思いますから、まずではどういった方々に配布をして、どういうときに車への張りつけをお願いをしたのかお尋ねをします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 防犯ステッカーについてお答えをさせていただきます。

今在庫の数については、先ほどご報告を申し上げさせていただきました。この当初の目的は、まず役場の公用車、こういったところに張る、それから各事業所だったと思います。ちょっと私もうろ覚えで申しわけないのですが、事業所等の協力者に希望を出していただきまして、そういったところにステッ

カーを配布をさせていただいて張っていただいたと。また、多分区のほうにも区長さんだとか、そういった方々にもご協力をいただいて張っていただいたというふうに記憶をいたしております。

ただ、改めまして、この在庫がございますが、そういった募集だとか、そういったものは、その後は改めでは行っていないというふうに思っています。

ただ、何枚か、以前もらったのだけれども、それが古くなってという形で話をいただいた場合には、引き続いてご協力をお願いするということ、この在庫の中から、また改めて新しいものをつけて張っていただいているというような状況でございます。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) そうしますと、公用車、あるいは事業所とか、区長さん、あるいは地域の方というふうに理解をしますけれども、そういった方々へお願いをしてきたという経緯があるということですが、特に私は、例えばなのですけれども、農作業、実際にトラックやなんかでやっている方たちは張っていただいて、車は畑なり田んぼなりというところにほとんど置いておいての作業が多いですから、ジャンパーもそういう形だったと思いますが、着て歩くことによって防犯なり交通なりに関係してくるというようなことで、大分ジャンパーもやっていましたけれども、このステッカーもそれと同様な考え方を持って、そういった農作業の方たちにもお願いをしていくか、あるいはそういうものを希望する方をとるとか、ステッカーを張って協力できる

ことでしたらしようというような形をとりたいというふうに考えている方もおります。

ですから、そういうもののPRも少し私にすれば少ないかなというふうに思っていますので、これからそういう方向性、あるいはステッカーを張りたいという希望者をとるとか、そういった方向性は考えられませんか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

今防犯の関係でお話をさせていただいておりますが、本当に嵐山町は自主防犯組織というのが、今現在登録していただいているだけで 34 団体、嵐山町のほうで登録をしていただいております。延べで言いますと、大体 1,000 人ぐらいの方が会員という形になっておりまして、町では平成 16 年度から毎年県の補助金をいただきながら各区長さんを通じて、自主防犯グループの皆さんからジャンパーですとか防犯のチョッキ、帽子、そういったもののご要望をいただきまして、毎年買わせていただいたものを希望に沿って配布をさせていただいて活用させていただいています。その中に、今お話がございましたマグネットシート、こういったものも要望事項として挙げていただくということでの対応ということは十分考えられるのではないかというふうに考えております。そのように考えさせていただきたいというふうに考えています。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) どなたが事故なり、巻き込まれたり、いろいろされても非常にこれは大変なことにつながってきますので、こういった在庫があるようでしたら、課長さんの考えは今お聞きしましたけれども、一日も早くそういう対応をとっていただきたいというふうにお願いします。

それと、110 番の家の関係なのですけれども、これはPTAか何かからこういう要望か何かがありまして設置していくというふうなことなのでしょうけれども、ここを少し 110 番の家の看板が、設置の数が少ないというか、余り私も町の中を動いても見かけないのですけれども、23 年度は何本ぐらいそういう対応があったのか、あるいはそういったものを取りかえたいというか、要望をしますというか、そういったようなことがありましたでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 子ども 110 番の家のプレートの関係なのですけれども、平成 21 年度に以前は黄色いプレートだったのですけれども、21 年度からグリーンが基調のプレートに変わりました。そんな関係で、先ほども申し上げましたとおり、現在まで 342 枚の設置になっております。平成 23 年度のちょっと配布枚数は把握しておりません。それから、あと嵐山町の PTA連絡協議会だとか区長さんのところに働きかけて、新たな設置だとか劣化したプレートの交換についてはお願いしているところでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 設置の関係ですけれども、これはPTAや区長さんというような形ですけれども、そういった箇所にぜひそういう 110 番の家と
いうようなものを立てたいというようなものをお願いをしていくというふうなこ
とで担当課のほうでは来ているのだと思うのですが、この設置条件というか、
条件というものがあるのかないか、私もちょっと勉強不足でわかりませんけ
れども、今では設置はしてありますけれども、なかなかその家が留守という
ようなことも多いですね。そういった中で、いざでは子供たちが駆け込もう
かなというようなときでも、留守では何にもならないのですが、できるだけそ
の辺の配慮の関係はどうなっているのでしょうか、立てるときの配慮という
のでしょうか、条件といいたしましょうか、お願いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 子ども 110 番の家のプレートにつきましては、
これはボランティアで設置していただいているもので、仮に何かあったときに
家にいなかったからといって責任を問われるようなものではございません。
何かあったとき、例えば駆け込み事件の通報だとか情報提供、あるいはま
たいらっしゃるときは駆け込みというふうな形で考えておりますので、目につ
くところに設置していただければ、それだけである程度の犯罪の抑止力

になるのではないかと考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、わかりました。これからもできるだけ、そういった設置するのみでも大分効果があるというようなお考えのようですから、時折PTAさん、あるいは区長さんのほうへも呼びかけはお願いをしたいと思いますけれども、要望としてお願いしておきますので、次へ移らせていただきます。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○12 番(松本美子議員) はい。(4)なのですけれども、自転車の運転教室の大会の件ですが、ご答弁もいただきましたけれども、これは町はどこまでタイアップして、教育委員会でしょうか、いったのでしょうか、まずそこをお願いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

この交通安全子供自転車大会につきましては、小川警察署管内、4町村ございますけれども、その中で、交通安全協会の支部があるところが、小川町に支部が2つございます。それから、嵐山町が1つ、それからときがわ町が2つ、そして東秩父村が1つということで、支部が6支部ございます。その

6支部の持ち回りということで、6年に一遍、嵐山町で順番が回ってきます。

それで、6年に一遍回ってきまして、それで学校順番で、6年前は菅谷小学校が出場しております。今回 24 年度が志賀小学校ということで、教育委員会の関与につきましては、一応この学校の順番につきましても安全協会のほうで、今回は志賀小学校のほうに次をお願いしたいというようなことで話がございまして、それで教育委員会のほうは最初の打ち合わせに携わっているぐらいで、あと大会当日、私も土曜日だったですけども、熊谷小のほうへ見に行かせていただきましたけれども、ほぼ練習等につきましては、警察署、そして交通安全協会の方が全面的にバックアップをしていただきまして、大会に参加している状況でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) そうしますと、あくまでも警察と安全協会でのこれは事業だということですか、比重を置くと、そういう形でよろしいのですか。そうしますと、練習のときも意外と学校の授業が終わってからというときの時間帯も多かったように聞いています。

そういった中で、送迎の関係等があったということなのです。そういったときに子供さん、選手、あるいは予備の方というか、そういう形の子供さんがいまして、車に乗せて自宅までということになってきますと、今回は何もなく無事で練習等も終わってよい成績がとれたということですけども、そういつ

たところを少し考えていってもらえたほうがよかったかなというふうなご意見等も出ていますので、町は余り、今警察と、それから安全協会へという形でなく、もうちょっと町そのものも、町の小学校の生徒ですから、もうちょっと、もう一步踏み込んでいただいて、練習のときやなんかも、それから大会に出るときのユニホームもあったと思うのですけれども、そういうものの費用といいましょうか、そういうようなところの6年に1度これから来ますし、今度は七郷小というふうに聞いていますが、その辺の対応は今後のことになりますけれども、どんなふうなお考えがありますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

私、実は6年前のときも打ち合わせのときは参加しました。今回ということで、2回目でした。そういう係る費用等については、全て交通安全協会のほうで持つということで伺っております。

ただ、送り迎えの送迎につきましては、6年前も行政バスで送り迎えのほうをしておりますけれども、6年前のときは送り迎えのバスも警察のほうで用意するからというようなことで、打ち合わせのときはそういうお話でした。それが行政バスが出せないかということで、バスについては町で手配することになりましたけれども、係る費用については全て交通安全協会のほうで持つからということでした。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 交通安全協会嵐山支部ということですよね。そのところがいろんな諸経費といいましょうか、そういうものの対応をしてきたと。だから、私が思うのは、それはそれで結構ですけども、町のほうでもせめてユニホームぐらいはつくって、子供たちに着せて、向こうの大会に行っていけるような予算措置を、6年後ですからとっていければどうかなというふうに考えていますので、これは要望で結構ですけども、そういう方向も考えていってほしいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

それから、3番のほうへ移らせていただきます。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○12 番(松本美子議員) 農業の現状と今後についてということですけども、お願いいたします。

専業の農家の減少、あるいは従事者が高齢化というようなもの、あるいは担い手の不足、担い手の高齢化、いろいろな問題がありますけれども、優良農地が今後農地全体でも同じですけども、管理が非常に難しくなってくるのではないかなというふうに思います。

そういった中で、畑だとか、あるいは谷津田の耕作放棄地の増加等もこれからますますふえてくるのではないかなというふうに推測はしておりますけれども、これを何とか早目に解決をしていかないと、優良農地さえ放棄地

になりつつあるのではないかというふうに思いまして質問をさせていただきますが、(1)ですけれども、圃場整備事業によってしっかりと優良農地ができて、そこでの耕作は非常に便利になってきているというふうに思っていますが、この優良農地でも、先ほど申し上げたとおり耕作放棄地となっていくというふうなことにつながるというふうに思いますが、これがそういうふうにならないように早くにいろいろな問題を解決していかなければいけないと思っています。そういう中で、現状で、この圃場整備事業をしたところにつきまして何か問題とか課題とかありましたらお尋ねさせていただきます。

○長島邦夫議長 質問だから、続いて質問、次に行ってください。

○12 番(松本美子議員) すみません。それから、(2)ですけれども、農家の平均年齢につきましては 66 歳ぐらいの方が 6 割ぐらい、あるいは 65 歳以上が平均だと、6 割が 65 歳だというふうに伺っています。そういう中で、離農者とか、あるいは農地を手放す人も予想されてきます。そういった中で、農事法人の嵐山営農さん、あるいは個人で担い手としてしっかりと働いている方たちをどうやって支えていくか、この方たちを後退させないで前進をさせていくためにはどんなことが必要なのかというふうなことですけれども、まずそれと同時に、企業参入というようなものも考えられるのではないかなということ、方向性を伺います。

(3)ですが、農地の転用には、市街化区域内であれば農業委員会に届けるとのこと、それから農地法の問題等がきのうも出ていましたけれども、

農地法の許可というものがありますが、現状の転用についてどういった状況なのかお尋ねをします。

(4)ですが、農業者には農業者年金というものがあまして、それに加入ということですが、これは当然 20 歳から 60 歳未満ということですが、年間 60 日以上農業の従事者であればどなたでも入れますよということですが、この保険につきましては国庫の補助金もあるということですので、これにつきましての現状を伺わせていただきます。

以上です。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 それでは、質問項目の3の(1)につきましてお答えいたします。

耕作放棄地とは、農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語でございます。また、遊休農地とは、農地法において、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地と、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地と定義されております。

町内には、平成 23 年度現在、人力・農業用機械で草刈り等を行うことに

より、直ちに耕作することが可能になる、いわゆる緑判定の農地が 21 ヘクタール、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、農業利用すべき土地である黄色判定の農地が 42 ヘクタール、合わせて 63 ヘクタールを耕作放棄地として確認しております。また、そのほかに森林・原野化し、農地に復元することが不可能な土地である赤判定の農地が 74 ヘクタール存在しており、合計 137 ヘクタールを遊休農地として把握しております。

町では、毎年度農業委員会から遊休農地の解消に向けた指導を行っており、耕作放棄地と遊休農地の把握を行った結果によると、耕作放棄地と遊休農地の面積が減ってきている状態でございます。さらに、現在、農業委員会より遊休農地の意向調査を行っております。

また、町では、具体的に実施している耕作放棄地解消に係る事業の一例を申し上げますと、国の耕作放棄地再生利用交付金事業を導入し、法人 1 社により根岸地区の耕作放棄地の一部の解消を実施しているという状況でございます。

耕作放棄地及び遊休農地対策につきましては、今後も農業委員会並びに町が連携しながら進めてまいりたいと思っております。

続いて、質問項目 3 の (2) につきましてお答えいたします。

現在の町の状況を申し上げますと、2010 年の農林業センサスによると、農業従事者数が 653 人で、5 年前の 882 人より 229 人減少し、逆に平均年齢が 61.7 歳で、5 年前の 59.8 歳より 1.9 歳上昇しております。また、

65 歳以上の農業従事者が 308 人で、5年前の 417 人より 109 人減少しておりますが、65 歳以上の構成比が約 47%であり、こちらは変化がありません。このように農業従事者が減少し、平均年齢が上昇している状況は全国的にはごく一般的な状況でございます。

町では、農業法人の参入を支援するとともに、新規就農者に対しては個別の状況に応じて相談を受け、極力本人の意向に沿うように取り組んでおります。

今後は、国が推進しております人・農地プランを策定し、それに伴い、担い手農家の方を中心に土地利用集積を進めながら農地を保全するように努めるとともに、新規就農者に対しましては、従来同様に支援しながらも、国からの青年就農給付金制度等を活用できる方は極力活用してまいりたいと考えております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。

市街化区域の農地転用につきましては、あらかじめ農業委員会に届け出ることにより、法第4条・第5条の規定による許可を要しないとなっております。農地所有者本人が農地を転用する場合、法第4条第1項第7号の届け出になります。また、農地所有者以外の者が農地を転用する場合は、法第5条第1項第6号の届け出になります。

市街化区域内の届け出件数は、平成 21 年から平成 23 年までの3年間の内容を申し上げますと、平成 21 年は 28 件、8,135 平方メートルで、そ

の内訳は、4条によるものが6件、これは住宅敷地でございます。それで、6件で1,224平方メートル、5条でございますけれども、22件で、住宅敷地については15件、3,929平方メートルでございます。駐車場につきましては3件、1,011平方メートル、店舗敷地につきましては1件で12平方メートル、資材置き場3件で1,959平方メートルでございます。

次に、平成22年は13件5,970平方メートルで、その内訳は4条は2件ございまして、住宅敷地1件522平方メートル、駐車場1件484平方メートル、5条でございますけれども、11件ございまして、そのうち住宅敷地8件3,291平方メートル、駐車場3件1,673平方メートルでございました。

平成23年は、11件5,201平方メートルでございまして、その内訳は4条によるものは3件、そのうち住宅敷地については2件2,023平方メートル、駐車場が1件で333平方メートル、5条につきましては8件で、そのうち住宅敷地が7件2,302平方メートル、福祉施設1件543平方メートルとなっております。

また、参考までに申し上げますと、市街化調整区域内の農地転用は、法第4条、第5条の許可申請がございます。法第4条は、農地所有者本人が農地を転用する場合で、法第5条の農地所有者以外の者が農地を転用する場合になりますと、許可件数は農地法第4条、平成22年度3件で4筆、面積は2,037平方メートルであります。平成23年度は、1件で1筆、面積は94平方メートルでございます。

農地法第5条につきましては、平成 22 年度 15 件で 15 筆、面積は 5,601 平方メートルで、平成 23 年度は5件で7筆、面積は 978.28 平方メートルでございました。

最後になりますけれども、(4)につきましてお答え申し上げます。

議員さんご案内のとおり、農業者年金加入資格は、年間 60 日以上農業に従事する者で、国民年金の第1号被保険者、いわゆる国民年金加入者、保険料納付免除者を除くということで、60 歳未満の方であればどなたでも農業者年金に加入することができます。保険料は、月額2万円から6万7,000 円の間で 1,000 円単位で自由に選択することができます。

現在の農業者年金加入者でございますけれども、5人になります。うち保険料国庫補助対象者はありません。現在の農業者年金受給者につきましては、平成 24 年4月 23 日現在で、経営移譲年金は 31 人で、旧老齢年金受給者は 13 名でございまして、合計いたしますと 44 人になります。

農業者年金の国庫補助の要件は、60 歳までに保険料納付期間、これはカラ期間含むということでございますけれども、20 年以上見込まれる方で農業所得(配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等)が 900 万円以下の認定農業者で青色申告者などでございます。この3つの要件を満たす方が、月額2万円のうち1万円から 4,000 円の国庫補助を受けることができます。

年金は原則 65 歳から受給できる終身年金でございますけれども、60 歳

からの繰り上げ支給制度もあり、万一亡くなられても 80 歳までは保障がございます。

なお、参考までに申し上げますと、農業者年金の加入実績は、平成 24 年 3 月末日までの全国の加入者は 10 万 2,153 人で、うち埼玉県内の加入実績は 693 人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、1 番につきましては(1)ですが、わかりましたのでありがとうございました。

(2)ですけれども、これにつきましては研修というような形も含むということになると思うのですけれども、45 歳未満の対象者であれば、7 年間は 150 万円の支給制度がありますけれども、この制度を町はどのように PR といいたいでしょうか、推進していくといいたいでしょうか、そういうような方向で町民に知らせていくというのでしょうか、そういったことはなさっていったって農業者を確保していくというか、そういう考え方ってお持ちでないでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきます。

PR というか、これは青年就農給付金ということになるかと思うのですけれども、先ほども答えさせていただきましたけれども、人・農地プランの条件

というか、それをつくってということなのですからけれども、これにつきましては今年と来年についてつくっていくという方針でございまして、県と相談して、今青年給付金の該当されると思われる方につきましては全部で4名、今、県と細かい条件が合うかどうかということで、今4名の方につきましては生まれるのではないかとということで進めておる状況でございます。

なお、蛇足でございますけれども、この給付金制度につきましては、町の一般会計で予算を組んで国から相当金額がまた入ってくるというような内容になる、トンネルというか、そういうようなシステムになるかと思っておりますので、また時期によりまして補正をお願いする場合も出てくるかと、このように考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 少し農家の方たちには希望が持てるような答弁だったかなというふうに思い、新しい方がこの制度を利用して、ぜひ一人でも多くの方をこれからも育成していただければというふうに考えますけれども、24 年、25 年度にはこのプランができ上がるというようなことから、よろしくお願いをしていきたいと思っております。

それでは、次へ移らせていただきます。

それと、農業者の高齢化の問題ですけれども、これはやはり担い手にもかかわってきますけれども、優良農地の利用面積というようなものがだんだ

んふえてきますよね。どうしても個人的でもうできないからということで、ぜひ貸して耕作してほしいというような方がふえてくると思うのですよね。

そういった中で、法人格をいただければある程度のこういう事業費と
というようなもの、機械設備につきましても助成金等が出てきますけれども、
その法人は法人でなかなか大変でしょうが、特に担い手の関係につきまし
ては、特に個人で全部いろいろなものを備えて何町というような形で、3町な
り4町なりもつくっていますけれども、その辺の方たちに手厚い支援をしてい
かないと、その方たちもとても借金に追われてしまって、なかなか先へは進
めないというような個人のやっている方たちの声がかかなりありますが、そこ
はどんなふうに考えているのでしょうか、お尋ねをします。制度があれば、も
ちろんそちらから引っ張ってきていただいて助成という形があるのでしょうか
けれども、その辺についてもお尋ねさせていただきます。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきます。

先ほどからお話しさせていただきました人・農地プランにおいては、集積、
農地の集積というか、そういった制度もございまして、先ほど議員さんお話し
いただいたように、担い手農家さんが極力合理的にできるように集積をする
という考え方がございます。ただ、放棄した方、放棄したというか、農業がで
きないと言われた方が白紙委任ではないですけれども、今までの利用形態

とすると、私の土地をAという担い手の方をお願いしたというようなケースがほとんどだったと思うのですけれども、農地プランで集積の協力金だとか、そういったものとか、そういった細々とした補助制度もあるのですけれども、その条件とすると、白紙、どなたにつくってもらってもいいというような前提条件とかそういった条件が幾つかございまして、それをクリアしないとなかなか交付金というか、いただけないというのが現状でございまして、担い手農家さんにつきましても規模拡大加算の要件とか、そういった幾つかの要件もございまして、そういったものがクリアできれば多少なりとも交付金がいただけるのではないかと、このように考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 私、特に担い手の関係を今回は、前にもこういう質問は何回かしていると思いますけれども、手厚くご指導していただきたいというふうに考えています。そういった中で担い手さんの関係のこの学習会というか、集会といいましょうか、そういったことも今課長答弁してくれましたけれども、そういった方向性の説明会といいましょうか、そういうものもやっていらっしゃるのでしょうか。お尋ねして最後にさせていただきます。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきます。

改めて説明会とか、そういったことはしてございません。ただし、今後、人・農地プランを作成するに当たっては、これは国の要綱ですけれども、まとまった地域ごとにつくって、町内で。それを幾つつくっても構わないということなのですけれども、ご案内のとおり、嵐山町につきましては、現在認定農業者 48 名だったと思うのですけれども、その方たちにどちらかという考え方とすると、農地を集約してより一層広く耕作をしてもらうというような制度、簡単に言うとそんな内容になるかと思います。そういった中で、ある程度の地区のエリアをとりまして、その中でこの人・農地プランの説明をする中で、いろんな今あるお話しした制度をお話ししてご理解をいただいて、どこまで頑張っていたかというのが今後の話になるかと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、いろいろお尋ねさせていただき質問いたしましたけれども、なかなか農家につきましては先の見通しというものは難しい部分もかなりあるかなと思いますけれども、やはりでも農地をしっかりと守っていくという点では非常に大事なことだというふうに感じています。そういう中でできる限り、担い手の話になりますけれども、皆さんと協力をいただきながら、町のほうの指導をしっかりとこれからもしていただけるようですので、よろしくお願いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます

いました。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

◎会議時間の延長

○長島邦夫議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

それでは、暫時休憩をいたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 4時40分

再 開 午後 4時49分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 清 水 正 之 議 員

○長島邦夫議長 本定例会最後の一般質問は、受付番号 10 番、議席番号 10 番、清水正之議員。

初めに、質問事項1の高齢者問題についてどうぞ。

〔10 番 清水正之議員一般質問席登壇〕

○10 番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。一般質問をさせていただきます。

時間が前回と同じような時間になってしまいましたけれども、私のほうか

らは、2点についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、高齢者問題ですけれども、介護保険の問題です。介護保険については、昨年第5期の見直しが行われました。とりわけ保険料については、県下でも据え置くという数少ない自治体の一つということになっています。

同時に、この4月から、介護保険について第5期がスタートしたわけですが、とりわけ生活支援の見直しが大きく後退をするという形になりました。在宅サービスの後退につながるという問題が含まれています。そこで、町の生活支援の現状についてお伺いをしておきたいというふうに思います。

介護保険の2つ目として、対象者またはサービスの利用状況がどうなったかもお聞きをしておきたいというふうに思います。

2つ目として、嵐山町のひとり暮らし、あるいは老人世帯に対する熱中症の対策であります。昨日もこの件については、熱中症対策についてはお話がありましたけれども、町の現状と対策についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)のA、イ及び小項目(2)の答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 まず、質問項目1の(1)、Aにつきましてお答えをさせていただきます。

今年度の介護報酬改定に伴いまして、訪問介護サービスにおきます生

活援助の時間区分が従来の「30 分以上 60 分未満」及び「60 分以上」といった区分から「20 分以上 45 分未満」及び「45 分以上」の区分に見直しがなされました。

国では、今回の見直しは、介護報酬の評価を行う際の時間区分の変更であり、このことにより必要なサービス量に上限を設けるものではないとしております。

そもそも介護サービスは、利用者個々の状況に応じて介護支援専門員とサービス提供責任者による適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づきまして、利用者のニーズに応じた必要な量のサービスを提供すべきことは従前のとおり変わるものではございません。

しかし、町内の居宅介護支援事業所によりますと、従来のケアプランどおりの内容での実施をサービス提供事業者に依頼をしているものの、事業者によっては若干の時間変更等の対応をとらざるを得ない事例も発生しているとのことでございました。

また、通所介護につきましては、介護報酬の改定に合わせてサービス提供時間の実態を踏まえ、家族介護者への支援を促進する観点から、サービス提供の時間区分を見直すとともに、12 時間までの延長加算を認め、長時間のサービス提供をより評価する仕組みと改められました。

この改定に伴いまして、今年度に開設した事業所を除き、町内の5つの通所介護事業所全てが、改定前の標準的なサービス提供時間を「6時間以

上8時間未満」としておりましたが、改定後は、うち4事業所は「7時間以上9時間未満」に、うち1事業所は「5時間以上7時間未満」に区分をされました。これにより実際のサービス提供時間に変更のなかった1事業所を除き、4事業所全てが時間を延長する結果となり、家族介護者への支援を促進するといった改定の目的に即した結果となったものでございます。

次に、質問項目1の(1)のイにつきまして、お答えをさせていただきます。

平成24年6月の利用実績をもとに申し上げますと、訪問介護につきましては、要介護認定者499人中93人、18.6%、要支援認定者172人中43人、25.0%の利用状況でございます。

また、通所介護につきましては、要介護認定者中152人、30.5%、要支援認定者中38人、22.1%の利用状況でございます。

なお、要介護認定者で訪問介護を利用された方のうち、生活援助中心のサービスを利用された方は52名でございました。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えをさせていただきます。

近年の猛暑や節電意識の高まりにより、熱中症による健康被害が起きております。特に高齢者は、加齢に伴う身体機能の低下等によりまして熱中症にかかりやすく、熱中症予防への対応は重要な課題となっております。

消防本部にお聞きをしたところ、この夏の嵐山町における熱中症による救急通報件数は6件ございました。この全ての方が病院に搬送されたということでございます。なお、重症の方はおらず、また65歳以上の高齢者につ

きましては2件でございました。

町では、昨年に引き続き、防災無線、広報、公共施設へのチラシ配置、民生委員による戸別訪問等によりまして熱中症予防に取り組んでまいりました。

また、地域包括支援センターといたしましては、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の見守り事業及び介護予防支援において対象者宅に訪問した際、チラシの配布や冷房の使用を促す等の啓発、注意喚起を実施しております。

また、介護予防事業参加者へのチラシの配布、シルバー人材センターの広報誌への記事掲載等、さまざまな機会により啓発を行っております。

家族や地域の方から相談を受けた場合の具体的な対応といたしましては、安否確認や健康状態の確認をし、冷房の使用や水分補給を促したり、医療機関受診の援助等を実施しております。

今後、厳しい残暑が続くことも予想されるため、引き続き熱中症予防の普及啓発、注意喚起を行うとともに、地域の方の見守りや職員の訪問活動を通して、熱中症の早期発見、早期対応に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) まず、介護保険の関係であわせてお聞きをしておきたいというふうに思うのですが、今課長が答弁していただいたように、今

回の見直しが一番大きな問題は、利用時間が少なくなっているということだ
と思うのですね。

1つは、先ほど話がありましたように、利用時間が短縮をされているとい
うことの中から、利用者や家族への影響がどう出ているかということをきちっ
と把握をしないといけないのかなというふうに思うのですね。3つの指摘を
しています。

1つは、生活が後退を生じているケースが出てきていること。もう一つは、
利用者本人や家族の対応に代行させるという状況が生まれてきている。3
点目は、ヘルパーとの会話の時間が少なくなっている。このことは、利
用者の健康状態を的確に把握できるかどうかという問題が出てきていると
いうふうに言われています。

そういう中で、利用者に対して4つの区分けがあらわれてきているのでは
ないかというふうに言われているのですね。利用についての区分けですけ
れども、明らかに生活上、このホームヘルプサービスの短縮によって、生活
上深刻な事態が生じている。これは、先ほど課長がお話ししましたように、
30分から60分未満が20分から45分に短縮をされる、60分以上が45
分以上に短縮されるということで、これ利用料金との関係も出ていますから、
そういう面での問題が1つ出てきていると。

もう一つは、生活上支障が生じていないというケースも出てきているとい
うふうに言われているのですね。

このこと自体は、それほど問題にはならないだろうというふうに思うのですが、3番目、3つ目には、今までどおりの生活が継続されている。4番目には、問題があるにもかかわらず表面化していない。これは、利用の自粛に今のマスコミの報道によって利用を我慢をしているという4つのケースに分けられるというふうに言われています。そういう面では、嵐山町のホームヘルプサービスの利用状況を先ほど報告していただきましたけれども、そういう点での状態把握というか、町の状況把握というものはつかんでいるでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたが、今回のこの介護報酬の改定につきましては、議員さんもお案内のとおりかと思いますが、国が平成21年の介護サービス施設事業所調査と。これは、要介護者8万2,722人の利用状況、約10万7,000回、この利用の内容を検証したということをもとに介護報酬の改定を行ったものでございます。これによりましていろんな問題が生じているということも実際記事のほうでは報道されております。

ただ、あくまでも先ほども申し上げましたが、こういった介護サービスについては、その方の状態を的確に把握して、こういったサービスがその方には必要なのかというものを、内容、時間、回数、こういったものをきちんとアセ

スメントしてケアプランを立てていくということになります。ですから、今回の介護報酬の改定によって、これだけをもって内容を一律に時間を短縮するというものでは当然ございません。

実際のその嵐山町の利用者さんの状況を把握されているかというご質問でございますが、全ての方の状況を把握するということは、これは大変難しい状況であります。把握するには全ての方のケアプランを確認をし、その方がどういった利用をしているかというところまで見る必要がありますので、そこまでのことはできない状況でございます。ただ、町内に居宅介護事業所が2事業所ございます。そちらに今回の改正に伴う状況については状況をお聞きをしております。

1つの事業所については、従前 90 分で行っていた生活援助のサービスを状況に応じて 75 分に短縮をしたというようなことがございます。ただ、単純に時間を短縮したということではなくて、当然ケアプランにこういったことをやりますという必要なサービスがあるわけですから、その必要なサービスについては実施を行っている。同じ時間を短縮した中においても、同じだけのことはやるように努めているというようなお話でございました。

もう一つの事業所については基本的には変えていないと、時間についてはですね。ただ、利用者さんの中でお一人だけについては、どうしても時間を変更する必要があったということで、この方については回数をふやして対応しているというようなことでございました。

以上でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) この第5期の介護保険計画を実施をするに当たって、利用実態も含めたアンケートをとっていただきたいという形でお願いをし、それを実施をしてきていただいたというふうに思うのですね。高齢者の実態がこの介護保険計画の中で出ているわけですが、生活実態、介護が必要となった場合どのような介護を希望するかということでは、自宅で介護をしてもらいたい、介護サービスを利用するという人も含めて、自宅で介護をしてもらいたいという人たちが65%に上っていると。65%以上ですね。

もう一つの理由として、住みなれた自宅で生活を続けたいというのが高齢者の要求でもあるわけですね。

そういう面では、自宅の介護というものが非常に重視をされてきているし、その部分にどう手厚いサービスをしていくかということが求められているのではないかなというふうに思うのですね。

そういう面では、先ほど課長の答弁の中で、変更時間の対応をせざるを得ない場合も出てきているというお話がされているわけですが、その部分については今回の介護保険の見直しに当たって、やはり町の対応をどうそういう人たちも含めて、以前のサービスをどう提供するかということが求められるのだというふうに思うのですね。そういう面では、先ほど課長のほうから、時間を延長してもという話がありましたけれども、時間延長すると

いうことは、多分利用料金にはね返ってくるのではないかなというふうと思う
のですね。

例えば、これは町が出した冊子ですけれども、訪問介護のところでは 30
分未満で 250 円、1時間未満で 402 円、生活援助中心では 45 分未満が
190 円、45 分以上が 235 円と。これ1回にですね。ちょっと私もそれ以前の
第4期の関係については、ちょっと承知をしていないのですが、いずれにし
てもそういう形で利用料にはね返ってくるというふうになると思うのですが、
先ほど時間延長をして、今度の改正によって時間の変更をせざるを得なくな
った人たち、どのくらいの人数がいるのでしょうか。介護保険計画の中では、
これ延べ人数でしか書いていないので、実人数ではないのでちょっとわから
ないのですが、それでも訪問介護に当たっては、平成 26 年までには 799
人というのですか、21 年度比で 109%の伸びを見ている。それから、介護
給付についても 1,662 人ということで 110%の伸びを見ているわけですね。
そういう面では、本当にこの改定の中で料金も含めて影響が出てきている
人というのは一体どのくらいいるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今回の改正の中の今議員さんがご質問の生活援助については、当然基
本となる時間が短くなったことに伴いまして、その介護報酬も改められてい

ます。現行は 20 分から 45 分が 190 円、45 分以上が 235 円という金額でございですが、従前は 30 分から1時間未満が 229 円、1時間以上が 291 円という形になっておりました。ですから、基準となる時間が少なくなったことに伴いまして、介護報酬、自己負担をする金額も下がっておるということでご承知おきをいただきたいと思います。

それとあと、先ほど私は時間延長ということではなくて、ケアプランを見直すことによって、1回あるいは2回の生活援助だけでは足らなくなった場合には、例えばそれを3回にふやして、回数をふやして同じサービスをやるということで申し上げたつもりでございます。

それとあと、実際に今回の改正によりましてどのくらいの方が時間が短くなる影響を受けたかということでございですが、これも先ほど申し上げましたとおり、正確な数字で調べることはできません。こちらでわかる範囲内でお答えをさせていただきますが、実際にこれは 24 年の6月に訪問介護の中の生活援助のサービスを使った方の人数ということでは調べることはできませんでしたので申し上げたいと思います。

まず、20 分から 45 分未満のサービスをお使いになった方は、総勢で9名でございます。45 分以上の区分のサービスをお使いになった方は 39 名、それぞれこの2つを組み合わせでお使いになった方は4名、合計 52 名の方が生活援助のサービスをお使いになったということでございます。この中のいずれかの方が若干なりとも時間が短縮になる影響は受けておるのかなと

いうふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 今金額を言ったのは生活援助の部分でしょうか。その生活援助の部分であるとする、金額的には安くなるというようなことなのかな。訪問介護については、自己負担部分で先ほど言いましたように、身体介護が中心になる部分と生活支援が中心になる部分とあると思うのですね。その部分の金額についてはどういうふうに、従前はどういうふうになっていますでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

生活援助中心の自己負担の部分がどういうふうに変ったということでよろしいかと思うのですが、先ほどの繰り返しになってしまいますが、現行でございます。生活援助中心の 20 分から 45 分未満の自己負担の目安が1回 190 円、これが従前は 30 分から1時間未満というそのくりでございますが、229 円でございます。また、45 分以上のサービスでございますが、現行は 235 円、従前1時間以上というくりの中では 291 円、それぞれ金額についてもあわせて引き下げられているということでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) そうしますと、回数を今度の改正の中で、いずれにしても30分から60分未満が20分から45分に短縮されると。それから、60分以上についてが45分以上に短縮されるというふうな改正になっているわけですね。そのことによって、先ほどの課長の話ではないですけども、回数をふやさざるを得ないという人がどのくらいいたでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

先ほどと重複する答弁になってしまいますが、町内の2つの事業所のうち1つの事業所に確認をしたところ、お一人が回数をふやした対応を行ったというような状況でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) ということは、今度の改正の中では、それほど大きな影響が嵐山町の中では出ていないという認識でよろしいでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

この件につきましては、定例的に町内の居宅介護支援事業者のケアマ

ネさんが集まる会議をこちらで持っておりまして、そういったものの中でもケアマネに対して、今回のこの改正に対して、どういう影響が出ていますかということで以前お聞きをしたことがございます。そのときにも、さほど、さほどと言っては言い方悪いのですが、極力これまでのケアプランどおりの対応をお願いをしていますと。ただ、中には、どうしても回数をふやしたり、若干なりとも時間を削減をせざるを得ない状況もありますというようなお話をいただいておりますので、町としましては嵐山町においては、それほど大きな影響は出ておらないのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 現状では、それほど大きな影響は出ていないという形になるのだと思うのですけれども、そういう面では第5期がまだ始まったばかりという中で、ではこれからどうするか。これからどうするかという問題が出てくるのだと思うのです。そういう面では、高齢者の人口の推移そのものが年々ふえてきていると。とりわけ総数でもふえてきているわけですね。そういう面では、これからどういうふうな形を保っていくかというのが重要なのだと思うのですけれども、とりわけ先ほどお話をしましたように、高齢者の人たちは在宅を望んでいるというのが今度のアンケートの中で明らかになったわけですね。特にこれは、これから熱中症の部分でもお話をしたいというふうに思うのですが、この計画では17年度対比で出ていますので、そういう

話をさせていただきたいと思うのですが。

65歳以上の高齢者のいる世帯が43%になっている。同時に、単身世帯が7.1%、実数で言ったほうがいいのか。単身世帯が17年度が349世帯に対して、22年度が473世帯、高齢者のみの世帯というのが431世帯から601世帯に伸びてきている。この人たちは、ある面全部が介護保険を利用しているかというわけではありませんけれども、嵐山町の状況そのものがそういう高齢化社会になってきていると。まして、先ほど言ったように、同居の世帯であっても、1人でいるときがよくある、たまにあるというのを含めると70%を超えるのかな。そういう状況なのですね。そういう面では、これからの問題として、この介護保険の該当者が今はいいのかもかもしれませんけれども、これからそうした影響の人たちが出てくるとすると、利用が減ってきたり、あるいは受けられるサービスが十分受けられない。また、費用的にも費用がかさんでしまうという部分が出てきたとすれば、この5期の期間中の対応というのは何か考えているのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今議員さんのほうから高齢化の状況等々お話をいただきました。町の今の65歳以上の高齢者の割合というのは、9月1日ですと、たしか25.6%だったと記憶しています。もう4人に1人より多いというような状況でございます。

高齢単身世帯、高齢者のみの世帯、こういった世帯も国調ベースであればふえている状況にございます。

また、今後住みなれた地域でいつまでも暮らしたいという方が当然ふえてきます。こういったことを当然勘案をいたしまして、今回の第5期の計画をつくった次第でございます。内容といたしましては、在宅でのサービスをかなり伸びを見ているというような状況でございます。特に訪問介護、あるいは通所介護、こういったものについては計画上もかなりふやしておりますし、現状、平成24年度の利用の状況、給付の状況、こういったものを見てみますと、かなりふえているというような状況になっております。ただ、まだ今年度計画始まったばかりでございます。現段階で、では今後どうなのかというふうに問われても、ある程度は3年先を見越してつくっておりますので、現状では今の計画の中で対応ができるというふうに考えております。

また、余談でございますが、サービスが受けられない状況もというお話でございまして、例えば通所介護、デイサービス、こういったものについても今年度新たに1カ所町内に事業所もできました。十分現状の需要に対応ができるような体制が整えられているというふうに思っているところでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そういう面では、今課長のほうで十分対応できる

というお話がありました。基金そのものも、23 年度末だったかな、1億3,000 万ぐらい残されていました。それを取り崩してということで保険料を据え置くという形にしたわけですが、とりわけ今度の改正の中で、この部分が一番大きな後退の部分だというふうに私は思っています。この第5期の計画が現時点でそれほど多く出ていない。あと2年後かな、2年後にはまた改正がありますけれども、その部分においても十分対応できるということでよろしいでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

2年後においても十分対応ができるかという問いでございますが、当然そのように、そのような思いでつくっております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) ぜひサービスが後退しないようにお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。熱中症の対策の問題です。先ほどお話をしましたように、嵐山町の老人世帯という言い方が適当なのかどうか分かりませんが、少なくとも高齢者の単身世帯が、22 年には 473 世帯、それから高齢者の夫婦のみの世帯が 601 世帯と。これは今後ふえてくるのだろうと。まして、これは

両方含めてなのかもしれませんが、ちなみに、65 歳以上の高齢者がいる世帯が 2,885 世帯ですね。そういう高齢者の皆さんが日中1人になることがあるかどうかという問いかけに対して、よく1人になると、1人によくなるのだというふうに言われた人が 30%前後いると。まして、よくあると答えた人については、要支援1、要支援2の認定者が 31%、32%近くいると。たまにあるというふうに言われた人が、一般高齢者で 44.5%、それから認定者で 49%近くはいるというふうになっているわけですね。そういう面では、いろんな形で見守り活動をやっているというふうに思うのですけれども、やはり一番いいのは、クーラーがあって、それを有効に活用するというのが一番いいのだらうというふうに思うのですね。

クーラーの設置についてどうなのかと。どうなのかという言い方おかしいかな。厚生労働省がどう考えているかということなのですからけれども、一番端的にあらわれるのは、生活保護家庭の問題なのだと思うのですね。では、生活保護家庭の人たちがクーラーの中で生活することを認めるかどうか。以前は、これ認めていなかったのですよね。これ 94 年の桶川市で、脱水症状を起こすということから、これクーラー設置がしてあったのですけれども、クーラーを取り外したという事件がありました。そういう問題から生活保護家庭のクーラー使用についても、厚生労働省は認めて、今は認めているのだと思うのです。

ちょっとお聞きしたいのですが、生活保護家庭がクーラーを購入するとい

う場合の保護費の中の購入費用というのは出るのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 余りここでははっきりと申し上げられないので大変申しわけないのですが、保護費の中で購入費そのものに対する補助といいたいまいしょうか、保護費というのは出ないというふうに認識しております。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) であれば、どういう形で、当然電気料というものは生活上認められているわけですね。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 お答えさせていただきます。

クーラーにつきましては、生活保護になる家庭の中で、今まで通常の生活ができていて、急遽そういった生活保護にならざるを得ないという家庭もございまして、これまでクーラーを設置してあったものをそのまま使っていたということで問題ないというふうに思っていますし、生活の中の一部というふうに認識しております。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) きのう高齢者の皆さんというか、熱中症対策としてクールシェアの話も出ましたが、この暑さで高齢者の皆さんが外に出てそこまで行く、例えば図書館なり行くということは、それも近くの限られた部分になってしまわないかなというふうに思うのですね。先ほど言いましたように、75 歳の単身や夫婦のみという人たちは、高齢者の単身世帯と夫婦のみの世帯を含めると、1,070 世帯にも嵐山町はなっているわけですね。この人たちの暑さ対策というのを一体どうやってやっていくのかと。ましてうちのおやじもそうですけれども、なかなかクーラーの部屋には入らない。入らない、我慢するという部分が確かにあるのだと思います。

実はきのうの新聞で、全国的には1万 8,000 だったかな、搬送されたという記事も載っていましたが、先ほど嵐山町の中ではそれほど課長がお話をしていただきましたように、大きな状況でもこれもないかなとは思いますが、何か感じるのに、毎年毎年暑くなってくるなと。それも暑さが長くなってきているなという部分では、こういう人たちにせめてクーラーの購入費を出してというのは、なかなかこれできないかもしれないですけれども、ある人については有効に使ってくださいという部分での電気料の補助みたいなものというのはできないものなのではないでしょうか。東電も今月から一般家庭の電気料金を上げるという状況になっているわけですね。やはり 1,000 軒を超える世帯が単身であったり、夫婦だけであったり、高齢者だけの世帯であっ

たり、そういった人たちの部分に町が何かできないかなと。それは、図書館や交流センターに行ける人はいいですよ。だけれども、あの暑さの中で果たして行けるのかな。行けない人たちは、家で我慢しなくてはいけないのかな。その部分に何か支援ができないものだろうかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 全くそうだと思うのですよね。どうにかしたいものだというのは誰もがそう思うのだと思うのです。しかし、なかなかそのところまで手が回らないというのが現状かと思うのです。そして、広報で窓をあけてください、水をいっぱい飲んでくださいというようなことでお願いする以外今のところなく、今年の夏も暑い中をそういうことで乗り切っていただいたということでございます。

それと、生保の方がという話もありましたが、その生保自体も国の中でいろんな見直しがされるやされないや、いろいろな話もあります。そして、そのセーフティーネットのところはどここのところに落ちつくのか。そして、こういう暑い状況の中で、しかも今言ったような熱中症で搬送される方が年々ふえていくかどうかというようなところも見ながら、国ではどういう判断をしていくのか。そういうものを見ながら、町でどこまでできるか。さきにもちよっと話がありましたけれども、なかなか広げていく、サービスを広げていくというのが非

常に厳しい状況だと思うのですよね。ですから、どこかが削れればどこかがふやせるわけですが、大変世知辛い話ですが、そういう状況の中。ですから、そういう中でこのセーフティーネットの国の判断というものがどういう方向のところに落ちついてくるのか。そういうものを見ながら町のほうでも対応を考えていかざるを得ないかなと思っています。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 先ほど消費税の話が出ました。課長のほうから、社会保障の4分野に沿った地方単独の事業がおりてきますと、総額で 3.8 兆円ですよね。その中に、高齢者の日常生活支援と、これ中身がまだよくわかっていない部分はあるのですけれども、その部分が事業としておりてくると。恐らくいろんな縛りがありながら、これ介護の部分でおりてくるわけですから、いろんな縛りあるのだと思いますけれども、少なくとも国は 3.8 兆円の部分を4分野に使うということでの介護の部分に高齢者の日常生活支援というものがのって、のってというか、事業化されるわけです。いずれにしても、これは 14 年の4月からになるのだとは思いますが、そういった部分も、あるいは活用ができるのではないかなというふうに思うのです。そういう点では、もうこれから暑さ対策というのはもうじきなくなるとは思いますが、来年に向けてしっかりその部分も含めて研究をしていただきたいと思います。うのですが、いかがでしょう。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 これからどういう方向で決まるかあれですけども、厚生労働省がこの4分野と言っているのは3.8兆円と書いてあります。ですから、これは消費税が値上げになればこういうことになるのだと思うのですけれども、その細かい内容というのはこれからどここのところに落ちついてくるのか。そういうものを見ながら町でもやっていかざるを得ない状況かと思います。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 次に移ります。2つ目の税の軽減についてです。消費税そのものが14年の4月から8%、15年の10月から10%ということで、総額20兆円の国民負担増をかけると。そういう点では、まだ消費税そのものの移行というものについては期間があるわけですけども、私たちは消費税に頼らない財源の提言をしています。町長にも前にお渡しをしたとおりのですが。

そういう中で、消費税に対する負担というのは、これからどんどん、どんどん多くなって、多くなってというか、負担感というのは出てくると思うのですけれども、今時点でも消費税に反対、あるいはどちらかといえば反対という部分については56.1%にも及んでいると。まして影響があるという部分、大いに影響がある、ある程度影響があるという部分の国民の意向調査によると、92%がそう答えていると。いずれにしても、この消費税そのものが国民生活に大きな負担を強いるものだというふうに思うのですね。そういう中

で、嵐山町そのものが消費税増税に伴って税の軽減が図れないだろうかというふうに私は考えています。仮に実施、私たちは実施をしないような運動を進めていきますけれども、仮に実施されれば、先ほど言ったように総額20兆円の国民負担がかかってくるという部分が出てくるわけですね。今住民そのものは、この間税制の改正によっていろんな控除が取り払われると。そのことによって税の負担というのはますます大きくなってきているというのが現状なのだと思うのですね。

1つは、言ってしまうと、先に言いますけれども、住民税や固定資産税の軽減が果たしてできないだろうか。その前提として、前回の議会の中で国保の一部負担金の事務の軽減を図ってもらいたいというお話をしました。その後、この一部負担金の事務の軽減についてどうになっているのか。

もう一つは、2点目として、国保の法定減免の拡大について嵐山町の現状がどうなっているのか。

最後に、住民税や固定資産税の軽減が現状として今嵐山町はどうなっているのか、あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。初めに、小項目(1)のアについて。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 それでは、質問項目2の小項目アの国保の一部負担金減免の手続の簡素化につきましてお答えいたします。

この件につきましては、前回の第2回定例会の一般質問においてお答えさせていただいておりますが、考え方につきましては変更はございません。確かに取扱要綱第4条に基づき、様式第1号から第5号の添付が申請に必要となりますが、添付資料につきましては事前に申請の相談等をしていただければ、様式第1号の医師の意見書以外は、記載に必要な書類等及び保険税の納付の状況や資産の状況等は役場窓口で確認をとることができ、申請される被保険者と緊密な連絡をとることにより、手続きにかかる期間は短縮化できると考えております。

また、審査から決定までに一定の時間が必要となりますが、決定する時期により申請者に不利益とならないために、一部負担金減免の期間は申請のあった日の属する月からとなっており、月初めの申請であれば、同月中に決定することも可能であり、申請時期が月後半である場合、決定が申請日より月をまたいだとしても、申請日の月の初日からが減免期間となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(1)のイ、ウについて。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、質問項目2のイにつきましてお答えいたします。

国民健康保険税の減免は、嵐山町国民健康保険税条例第24条第1項

の規定により、一定の基準に該当した場合には保険税を減免する制度となっております。

減免規定には4つの減免基準があります。

まず、1として、貧困により生活のため公私の扶助を受けるとき。

2としまして、天災その他これに類する災害を受けたとき。

3としまして、当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められた者。

4つ目に、75歳以上の方が職場の健康保険などから後期高齢者医療制度に加入することにより、その被扶養者、65歳から74歳の方であります、被扶養者が新たに国民健康保険に加入する場合。

以上の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期前7日までに申請書を提出していただくことになっております。現在、各市町村の条例は準則どおりで、市町村によっては別に基準を設けているところもあるようです。

嵐山町では、公私の扶助の減免等については、生活保護の規定により生活扶助を受ける方は非課税、医療扶助を受ける方は90%の減免基準となっております。

減免のこの範囲の拡大については現在考えておりませんが、今後国保の広域化が進む中、各市町村と相談等しながら研究・検討を進めたいと考えております。

次に、質問項目2のウにつきましてお答えいたします。

住民税及び固定資産税の減免の条例についても各市町村準則どおりになっております。市町村によっては別に基準を設けているところもあるようです。

嵐山町における住民税の公私の扶助の減免については、生活保護の規定による医療扶助を受ける方は90%の減免となっております。また、税法により非課税措置が設けられており、生活保護の規定により生活扶助を受ける方は非課税、また、障害者、未成年者、または寡婦(寡夫も含めて)に該当する方のうち、前年の合計所得が125万円以下、給与所得の場合は年収204万4,000円未満の方は非課税となり、所得控除では障害者控除、寡婦(寡夫)控除等が所得控除から差し引かれます。

固定資産税の公私の扶助の減免については、貧困のための公私の扶助を受ける者の所有する固定資産税で、生活保護の規定により生活扶助を受ける方は100%、医療扶助を受ける方は90%、その他の扶助を受ける方は70%の減免基準となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ちょっと細かく、細かくというか、幾つかお聞きをしておきたいのですが、そうすると一部負担金の軽減については前回と同じということで、事務の簡素化というのは図っていないということでもいいのですね。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 一部負担金の減免につきましては、町の国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱要綱が定められておりますので、この規定によって進めていきたいというふうに思っております。ただし、災害等被災された方に、この一部負担金の減免の規定が適用になるわけですが、そうなった場合においては緊密な連携のもとに書類を整えていただく以前に窓口にご相談等いただきながら、早期に手続がとれるようにしていきたいという考え方を持っております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) ちょっと税務課長のほうにお聞きをしたいと思うのですが、先ほど答弁ありましたように住民税の関係ですね。住民税の関係については、まず収入がなくても課税される人がいるわけですね。退職後、退職だとか失業という部分では1月1日現在を基準にしますので、現時点で収入がないという部分では失業の人が一つあると。その失業中という部分については50%の減免が該当すると。

それから、お聞きしたいのは、退職した専業主婦、これはどうなるのでしょうか。もう一つ、死亡した人についても最高2年間は課税がされるのだと思うのですがけれども、その死亡者については100%減免になるという理解でよ

ろしいのかどうか。ちょっとお聞きをしておきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えいたします。

要は失業者の場合は、当該年度において、所得が皆無または著しく減少したため、生活が特に困難となった者、またはこれに準ずると認められた者とは、前年中の合計所得金額が 400 万円未満で、当該年度の合計収入金額が前年の合計収入金額の2分の1以下で、預金等の資産がなく、主として客観的に担税能力を喪失した者を言うということで、あとは失業保険をもらっている人については、その失業保険については収入に含めるということで、失業者には 50%の減免という形でやっております。

それと、専業主婦の関係ですけれども、専業主婦の方が住民税の場合は前年の所得に対して課税になりますので、原則納めてもらうような形をとっております。ただ、本当にその世帯である程度担税能力があれば本当に納めてもらっているのですけれども、本当にどうしても納められないという場合には徴収面での納税緩和措置、これをとっております。これは納税者の方全員に該当するのですけれども、徴収面での担税、納税の緩和措置ということで、納税能力が十分でない納税者に対しては、町のほうで納税相談を行い、生活状況調査票、この調査票というのは、収入状況、借入金等の状況、他自治体の滞納状況、住居の状況、家計の状況、本人所得資産の状

況、分納計画の有無等のこの調査票になっているのですけれども、これを提出していただき、納税者の個別事情により強制徴収することが適当でない場合には、納税の緩和措置として徴収猶予、それと滞納処分の停止等を行っております。また、所得資産等がない場合には公的扶助に該当するか福祉サイドと相談していただいております。

徴収猶予ですけれども、これについては特別の事情、まず1としまして、震災、風水害、火災等の災害を受けたり盗難に遭ったりしたときです。2番目として、生活を一にする親族が病気、負傷のとき。3番目として、事業の廃止、休止したとき。4としまして、事業において著しい損失を受けたとき。5番目として、以上述べた事項に類する事情があったときにより、納税者が町税を一時に納付できないと認められたとき、納付できないと認められる金額を限度として申請に基づき、1年以内に限り徴収を猶予できるとした緩和措置です。

また、やむを得ない理由があるときは、申請によりさらに1年延長できるという措置です。

それと、滞納処分の停止ですけれども、滞納処分の停止は、滞納者に滞納処分を執行することができる財産がない場合、または滞納処分を執行すれば滞納者の生活が著しく窮迫されるおそれがある場合など、地方税法の規定によってこの要件に当てはまれば納税緩和措置の一環をなすものです。

処分停止をした場合には、その執行が3年間継続したときは、その処分

停止した滞納額を納付する義務は消滅します。また、滞納者について、高齢、重度の障害、重度の疾病、その他特殊事情から将来的に資力の回復を図ることが困難と認められるときは、地方税法の規定により、直ちに納税義務を消滅させるということで、今徴収面での納税の緩和措置を行っております。

それと、死亡者の関係ですけれども、原則的に死亡者の住民税については相続者にお願いをしております。納税管理人を定めまして、それはお願いしている。現在お願いしております。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 細かく聞かせていただきました。実は、今話をした部分については、どこの町村も恐らく同じようなことをやっておられるのかなというふうに思うのですね。

実は、先ほど消費税の話をしました。2014 年には3%上がって8%が消費税になる、15 年には 10%になるということで、住民の負担というのはその部分また多くなってしまうのかなと。そういう中で、では何が税金でどういう形で軽減ができるだろうかというふうに思うのですけれども、一つは、住民税の部分では大阪の八尾市や北九州市は条例をつくって、この部分を軽減をする人たちの対象を広げるということをやっています。

例えば八尾市では、公的扶助、就学援助や、先ほどお話をした国保の一

部負担金の減免や保育料、幼稚園の減免を受けている人については、住民税も軽減の割合はいろいろあるわけですが、軽減をしていこう。こういう条例をつくっているのですね。北九州市はもっと広げて、重度医療の該当者や障害年金や遺族年金などの非課税年金も含めて、かなり細かい該当を立てながら軽減の対象範囲を広げている。こういう市町村もあるわけですね。

きょうの新聞によると、戸田市では、この議会の中で14.6%の延滞金を取らないでいこうという条例をという、そういう方向をこの議会の中で決めたと。そういう面では、延滞金の軽減、100%か50%かという話らしいですけれども、延滞金の問題についていえば、さいたま市や草加市も実施をしていると。そういう点では、私はどういう形であっても、この消費税の増税と含めて住民の負担軽減を図る。そういうものがこの施行までの間に町として考えていけないだろうか。延滞金って本当高いのですね。14.6%だと思うのですが、分納の人については多分本税よりも今高くなっている人もいないかというふうに思うのですね。そういう何らかの形での税負担の軽減というものが嵐山町の中でできないだろうか。固定資産税でいえば、収入を生まない土地についての課税の問題もあると思うのですが、そういう部分を含めて消費税増税については92%の人たちが負担を感じるというふうに、生活に影響が出てくるというふうに言っているわけですから、町として何かそういう方策がとれないものだろうかというふうに感じているのですが、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 消費税に対するいろんな負担が多くかかるであろうと見られるところに対しては、国のほうで何らかの考え方があるようであります。そういうものを見ながら、それに沿ってやっていただくということだと思うのです。

それで、消費税の話で幾ら入ってくるという話があるわけですがけれども、それも毎年社会福祉関係にかかってくる、ふえていく、そういうものに軽く吸収されてしまうような状況なのですね。ですから、それが来たからといって町の財政が豊かになるような状況ではないわけありますので、国がどこまでそういう負担が多くかかるであろうところにどれだけ考えが及ぶのか、それを期待する以外、嵐山町で特別周りでできないことを嵐山町だけやるというようなことはちょっと今では考えておりません。

それから、戸田市がというような話がありましたけれども、やっぱりこういう延滞税なんていうのも、公平性だとか平等性だとかいう基本的な問題がある中でそういうものが出ているわけであって、ただ負担を軽くするというだけの問題ではないと思うので、そういうものもちょっと違った考え方が必要かなというふうに思うのですけれども。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 税の公平って何だという話なのだと思うのですけれども、そういう話でいけば1億円以上の、収入1億円以上の人たちは税収

が下がるという話もあるわけで、ではどこが税の公平なのだという部分もあるのだと思うのですね。そういう面では、なかなか好きで納めていないという言い方はおかしいのかもしれないけれども、そういう面で、税の公平というものの考え方っていろいろあるのだと思うのですけれども、そういう面では、いずれにしたって今の状況からすれば消費税そのものは上がってくるわけで、先ほど言いましたように 92%の人たちは生活に影響するという話をしていくわけで。ではその部分で、その部分でというのはないのですか、どう町が住民に対して軽減を図っていくかというものを、それをひとつ実施を前に町として考えていっていただければというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 国の、先ほど言ったように国でやっていただくのをただ待つだけで、特別嵐山町がその消費税が上がったからというだけで、嵐山町独自のものというのは今とれる状況ではないと思いますので、また様子を見ながら、できることがあれば、やれることがあればやっていきたい。現状では、上がったからといってその時点で何かができるという状況ではないというふうに考えております。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 私、決して消費税の代替措置として住民税や固定資産税の軽減をしてほしいという話ではありません。だから、そこはちょっ

と。それは国との関係で出てくるわけで、その部分はそういうことではなくて、上がるということが法律にもう明記がされたわけですから。だとすれば、嵐山町の中でどう税負担を軽減をしていけるかということの一つとして考えてほしいと。それは、住民税であり、固定資産税であり、国民健康保険税なのだと思うのですよ。

7、5、2の国民健康保険の7、5、2の問題についても、前回の議会で料金改定の時点でというお話だったと思うのですけれども、そういう面ではいかに早くそういう部分に手をつけてもらうかという部分も軽減の問題でいえは出てくるのではないかなというふうに思うのですね。だから、そういう点では、一つの方法として国民健康保険の今6割、4割になっていますけれども、それを7、5、2にすることも一つの方法なのだというふうに思うのですね。だから、そういう点では、ぜひどこからどう手をつけるかということにはなるのだと思うのですけれども、そういう面では先ほどお話ししたように、介護保険については据え置いたという部分があって、近隣ではもう小川も含めて7割、5割、2割の国保の減免率も変えてきているという部分もあるし、さっき言ったように住民税ではそういった自治体も生まれてきていると。延滞金についての税の問題についてもそういう自治体が生まれてきているという部分では、嵐山町がどこからどう手をつけていくかということが、そういう部分で進めてほしいなというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 重ねて申しますけれども、特別嵐山町だけがというような考え方といいますか、税の入るもの、出るもののバランスきりないわけでありますので、これからの課題かなという感じをしております。議員の気持ちはわかりますけれども、そういう状況でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) ぜひそういった方向で進んでほしいというふうに思いますが、いずれにしても行政のほうの考え方があるわけで、ぜひ私としてはそういう方向で進めてほしいというふうに思います。

以上で終わります。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○長島邦夫議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 6時16分)